

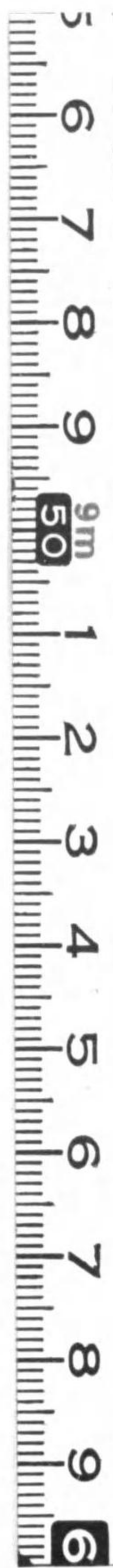
14. 4-1089



1200501209981

4

1089



始



14.4

1089

朝鮮事情

昭和十四年版

朝鮮總督府



事
情



發行所
具本

14.4
1089

本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹介する爲、編纂したものである。

昭和十三年十二月

1.11
0801

朝鮮事情 昭和十四年版

目次

一 總說	一
地勢	一
氣候	二
戶口	四
二 交通	九
鐵道	九
總說	九
國有鐵道	九
關釜連絡船概況	二
目次	

私設鐵道及軌道.....一三

自動車交通事業.....一六

道 路.....一七

港 灣.....一九

河 川.....二〇

窮民救濟土木事業.....二四

海 事.....二五

通信事業.....二七

郵便爲替及郵便貯金.....二八

朝鮮簡易生命保險.....三〇

航 空.....三四

放送無線電話.....三六

電氣及瓦斯事業.....三七

三 地方行政.....四一

道府郡島.....四一

公共團體.....四一

道.....四一

府.....四二

邑・面.....四四

學校費.....四六

學校組合.....四七

府郡島臨時恩賜金.....四九

四 社會事業

罹災救助.....五一

賑恤救護.....五二

方面事業.....五四

福利施設.....五四

勞働者保護.....五六

兒童保護……………五八

救療機關……………五九

社會教化……………六一

一、地方改良……………六一

二、鄉校財産……………六二

三、社會教化……………六三

四、生活の刷新……………六四

五、國民精神總動員運動……………六五

六、體 育……………六六

經 學 院……………六七

明倫學院……………七一

圖 書 館……………七二

五 軍事援護事業……………七三

軍事扶助……………七三

六 教 育

職業上の保護……………七三

傷痍軍人の保護……………七四

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英
教化竝に教養……………七五

軍事援護相談機關の設置……………七五

軍事後援聯盟……………七六

六 教 育……………七七

普通教育……………七七

實業教育及専門教育……………八一

大學教育及其の豫備教育……………八二

師範教育……………八三

在内地朝鮮學生……………八四

朝鮮美術展覽會……………八四

陸軍特別志願兵令施行……………八五

七 財政及經濟

財政	八七
通貨	一三〇
金融機關	一三一

八 專賣

煙草	一四三
人蔘	一四三
鹽	一四四
阿片	一四八

九 農業

土地	一五一
國有未墾地	一五二

公有水面(干潟及沼澤)	一五三
-------------	-------	-----

農業者	一五四
農產	一五五
蠶業	一五八
畜產	一六一
穀物檢查	一六四
肥料	一六九
勸農機關	一七二
農業團體	一七四
水利組合及關係團體	一七八
米穀倉庫	一八二

一〇 林業

國有林野の保護	一八六
民有林の概況及獎勵施設	一八八

砂防事業……………一九五

造林貸付竝に成功讓與……………二一九

國有林野存廢區分調査竝に實測及價格調査……………二一九

國有緣故森林の讓與……………二三〇

國有林經營……………二三三

北鮮開拓事業……………二三七

林業試驗……………二四一

一一 農山漁村の振興、自力更生事業……………二四三

一二 商 業……………二四九

朝鮮人の商業……………二四九

内地人の商業……………二五一

會 社……………二五一

取引所及正米市場……………二五二

商工會議所……………二四四

重要物産同業組合……………二四五

産業組合……………二四六

石 油 業……………二四六

商工獎勵館……………二四七

一三 工 業……………二四九

工業の概況……………二四九

家内工業……………二五〇

機 業……………二五〇

陶磁器製造業……………二五一

朝鮮紙製造業……………二五一

酒類釀造業……………二五二

金屬工業……………二五三

雜工業……………二五三

工場工業……………二五五

中央試験所……………二六三

工業獎勵……………二六四

度量衡……………二六四

一四 貿易……………二六五

 國別貿易……………二六五

 港別貿易……………二六六

 輸移出重要品……………二六八

 輸移入重要品……………二六九

 貿易船舶……………二七一

 臨時物資調整課及燃料課設置……………二七二

一五 鑛業……………二七五

 鑛業の概況及特許鑛山……………二七五

 鑛業の助長施設……………二八一

 主要鑛物及其の概況……………二八四

 産金課新設……………二八八

一六 水産業……………二八九

 水産業の概況……………二八九

 漁業處分……………二九一

 水産業の保護獎勵……………二九二

 水産試験及調査……………二九八

 水産業の發展……………三〇二

 水産業の改良……………三〇五

一七 神社及祭祀・宗教……………三〇九

 神社……………三〇九

 宗教……………三〇九

一八 警察

治安状況 三二五

定員配置 三二六

警察區劃 三二七

警察官の養成 三二七

一九 衛生

醫療機關 三二九

藥品取締 三二八

飲食物及其他物品の取締 三三〇

屠場及屠畜 三三一

牛乳搾取所及牛乳取締 三三一

汚物掃除 三三一

上水 三三二

傳染病豫防 三三三

海港檢疫 三三五

痘苗製造 三三五

慢性傳染病 三三六

地方病 三三七

家畜傳染病 三三八

移出牛檢疫 三四一

二〇 司法

裁判並に檢察制度 三四三

適用法規 三四四

小作調停制度 三四六

不動産登記制度 三四七

戶籍事務 三四八

公證事務 三五〇

執達吏事務……………三九〇

供託事務……………三五二

思想犯保護觀察制度……………三五二

行刑制度……………三五二

免囚保護事業……………三五六

二一 地籍圖・林野圖及地形圖……………三五七

二二 古蹟調査・附博物館及朝鮮史編修……………三六五

二三 軍事……………三六九

陸軍……………三六九

海軍……………三六九

二四 資源及防空……………三七二

二五 時局下の朝鮮……………三七三

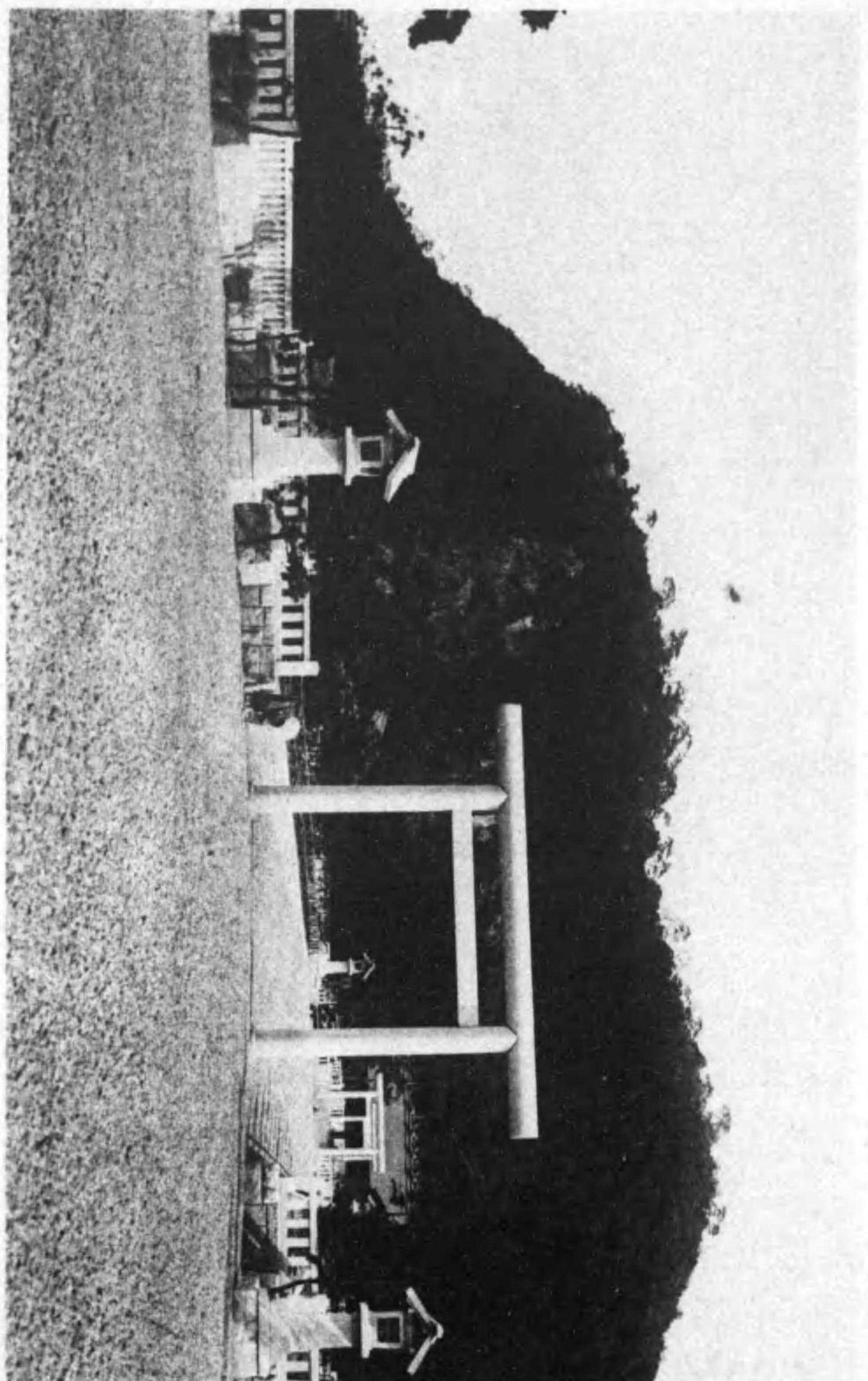
二六 在滿朝鮮人の概況情報宣傳機關……………三七九

移住の沿革……………三七九

施設の大要……………三八〇

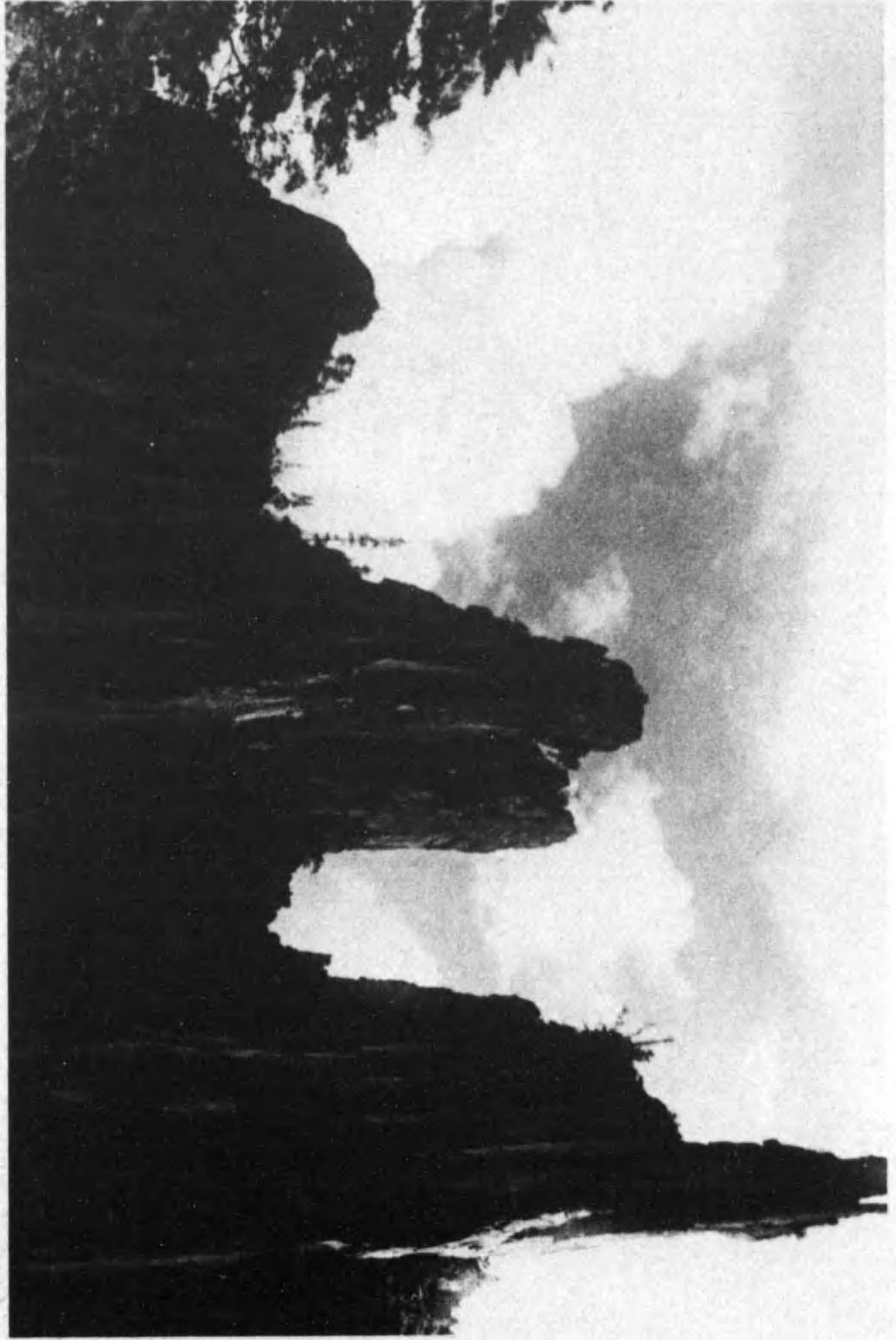
朝鮮農民の滿洲への新規入植……………三八四

西北鮮開拓事業……………三八五

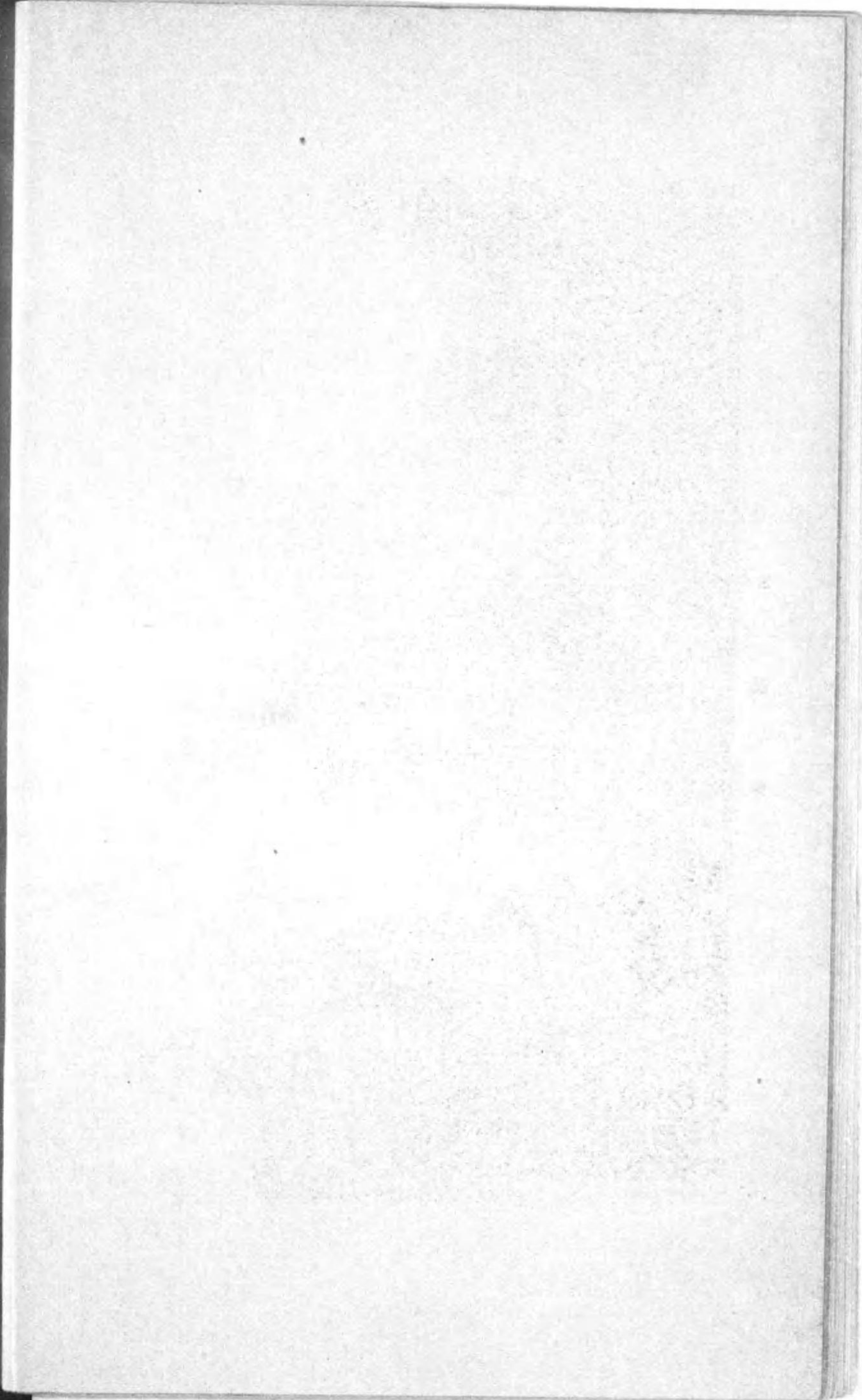


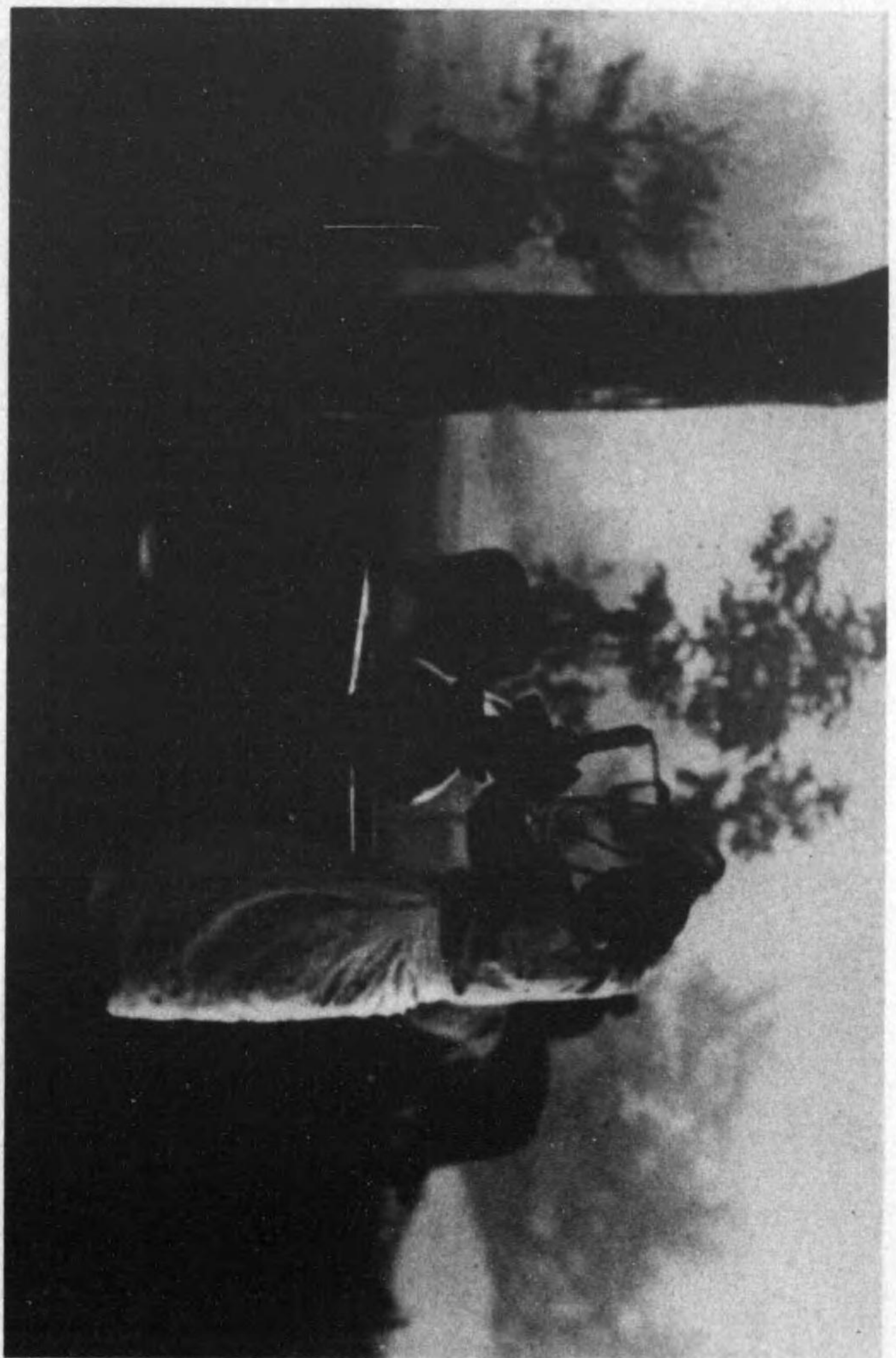
宮 神 鮮 朝

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

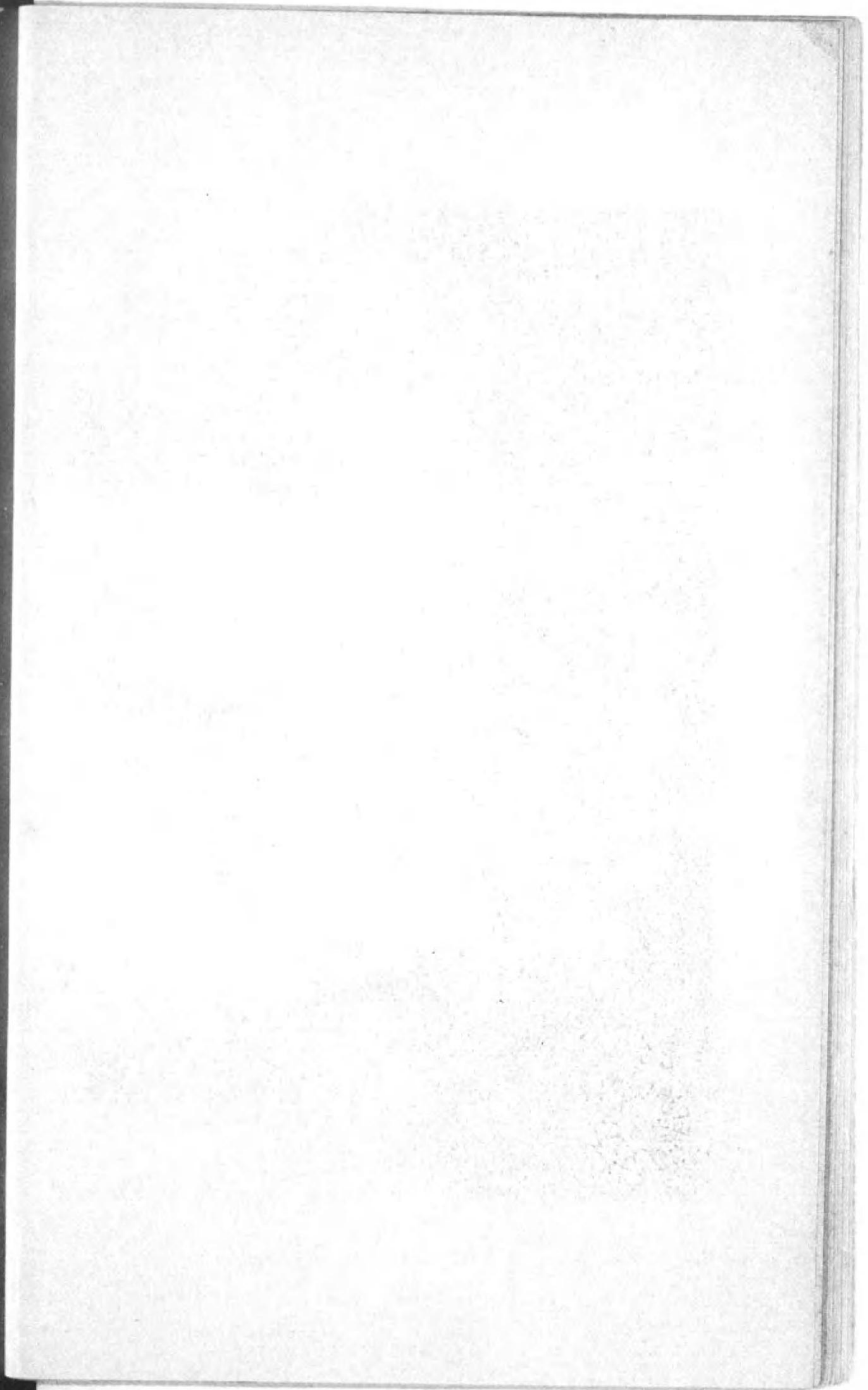


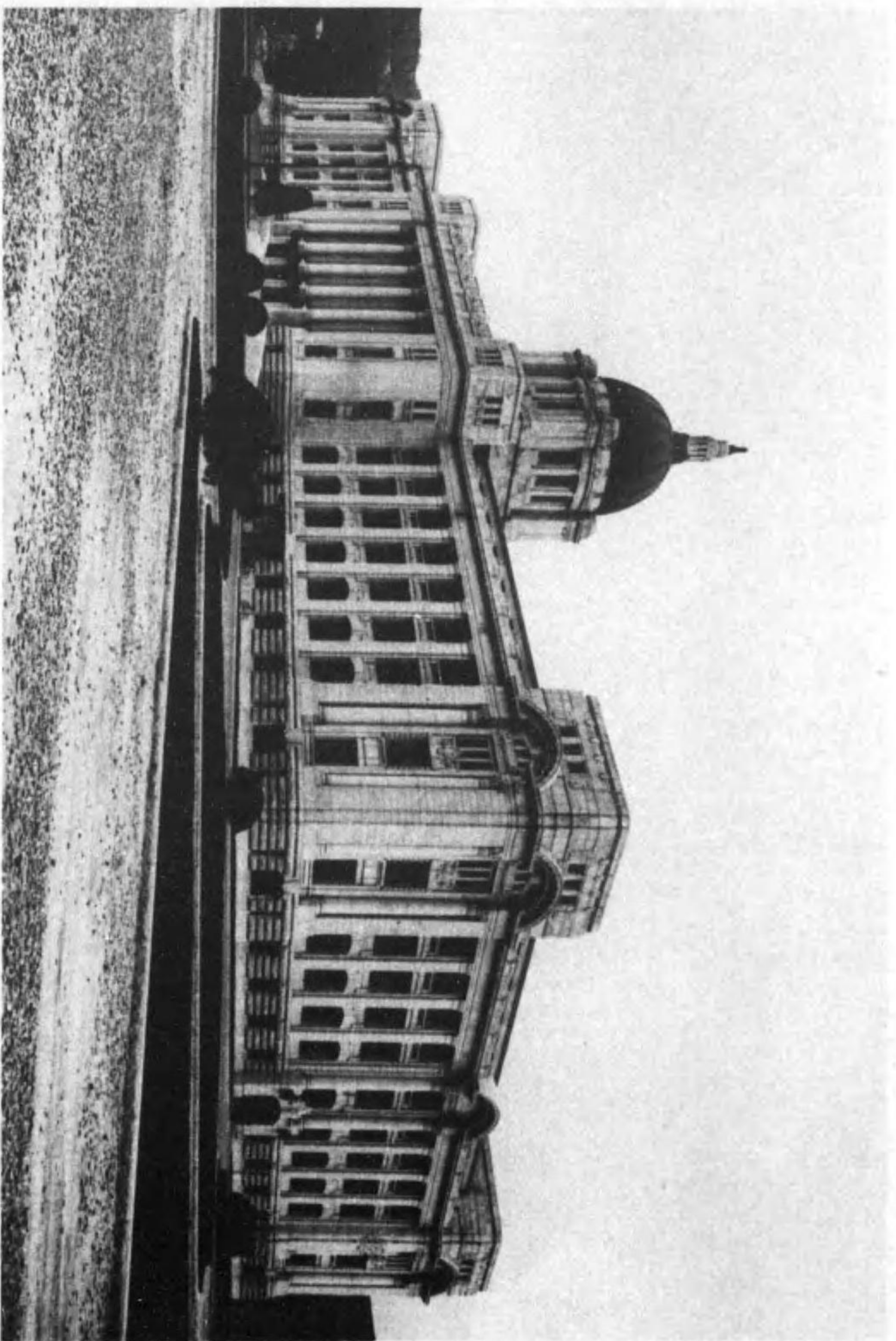
山 剛 金





朝 鮮 情 緒





朝鮮總督府廳外觀



愛國金釵會の金管獻納



朝鮮教育令改正

朝鮮事情

昭和十三年版

一 總 說

地 勢



朝鮮は亞細亞の東南に半出せる一大半島であつて、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無数の島嶼を擁してゐる。東經百三十四度十一分より百三十五度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積二二〇、七八八方浬（本州より滋賀縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峡を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露鎮沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌漑の利に富み、地味概ね肥

沃である。

氣 候

氣温 年平均氣温は南岸地方に最も高く十四度を示し北進するにつれて遞減し中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度となるが國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で夏季を除いては約二度内外の高温を示すが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多いが東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水温度は西岸に比べ高温である等山脈が海流を蒙るこゝが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に起るこゝが原因をなす所謂三寒四温の現象が起つて寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化するこゝは勿論である。今半島に於ける冬は夏季の季節風に就いて述べて見るに、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居してゐる影響で季節風は黄海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を受けて西偏風が卓越する。之に反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滞留してゐる爲南岸、黄海沿岸及北東岸では南偏風流行し、中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々

で一定しない。又兩季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかなので風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 朝鮮の雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で今其の分布状態を見るに咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち西鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峡沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月になつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期の判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らないで樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州

島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

霧 朝鮮近海は北海道、千島列島と共に本邦に於ける最多霧地帯である。就中最も多い箇所は多島海附近で濃霧日数は一年中七十日内外に達し、之に亞いでは西朝鮮灣及北東岸で五十日内外、最も少ない場所は東海岸の永興灣以南で僅に二十日に充たないのである。濃霧は沿岸に近づくにつれて減少し、内陸に入つては殆んど皆無となり又季節的には冬季に於ては殆んど見ない程少なく、初春から段々發生して晩春初夏の候が最も盛んで盛暑期に入るに及んで減退するものである。

雪 降雪期は年に依つて差異はあるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となりなつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超ゆることは稀である。

戸 口

昭和十二年末現住戸口調査に依れば、總戸數四百二十二萬七千七百七十七戸、内地人十五萬八千三百五十五戸（臺灣人六戸を含む）朝鮮人四百五萬八千八百六十七戸、外國人九千九百戸、總人口二千二百三十五萬

五千四百八十五人、内地人六十二萬九千五百十二人（臺灣人三十一人を含む）、朝鮮人二千六百六十八萬二千八百五十五人、外國人四萬三千百十八人である。

各道面積と現住戸口（昭和十二年末）

道	面積	戸 口			
		内地人	朝鮮人	外國人	總 數
總 數	三〇、七、八、四、四、四、三七、二七、一、五、〇、四、〇、五、八、八、六、七	九、九、〇、〇	三、三、五、五、四、八、五	六、九、五、二、二	二、二、六、二、八、五、五
京 畿 道	二、八、三、〇、八、八	四七一、九九五	七、六〇七	四三三、三、四	一、五九、二、九、九
忠 清 北 道	七、四一八、一、元	一六八、九九七	二、四二一	一六六、四七三	八、九、七、四、八
忠 清 南 道	八、一〇六、四、四	二六、四二四	六、七五二	二六、九、七、八	二、七、〇、四、六
全 羅 北 道	八、五五三、一、元	二九、〇五五	八、六六三	二九、九、四、一	一、五、五、三、二、四、九
全 羅 南 道	一三、八、七、七、七	四八三、一、三四	一〇、七、九、二	四七三、一、八、七	一、五、五、三、二、四、九
慶 尙 北 道	一八、九、八、八、三	四六三、九、八三	一三、四、五、二	四五〇、四、二、九	二、四、四、九、一、〇、〇
慶 尙 南 道	一三、三、〇、四、一、五	四二七、七、七六	二、三、六、二	四〇三、九、九、八	二、三、四、二、八、七
黃 海 道	一六、七、七、七、六、六	三、五、〇、四、五	六、四、四、〇	三、八、七、五、一、八	一、六、六、六、九、七
平 安 南 道	一四、九、九、三、二、五	二、七、七、八、〇、五	九、七、七、三	二、七、七、六、三、三	三、九、九、九、五
平 安 北 道	二八、四、四、四、五、〇	二、九、九、六、八、四	七、五、五、五	二、八、七、六、三、三	一、六、四、二、七、四
江 原 道	三、六、三、三、三、九、九	二、八、六、九、九、六	四、九、三、四	二、八、一、九、七、四	一、五、四、四、二、〇、三
咸 鏡 南 道	三、九、六、四、一	二、八、九、五、〇、三	一、四、三、六、六	二、七、四、一、八、五	一、六、四、四、八、五、五
咸 鏡 北 道	三、〇、三、四、六、七、六	一、五、八、八、〇、〇	一、三、三、五、四	一、四、四、〇、一、三	八、四、一、八、〇、一

總說

備考 内地人京畿道には戸數四、人口二一、黄海道には戸數一、人口五、平安南道には戸數一、人口五の臺灣人を含む。

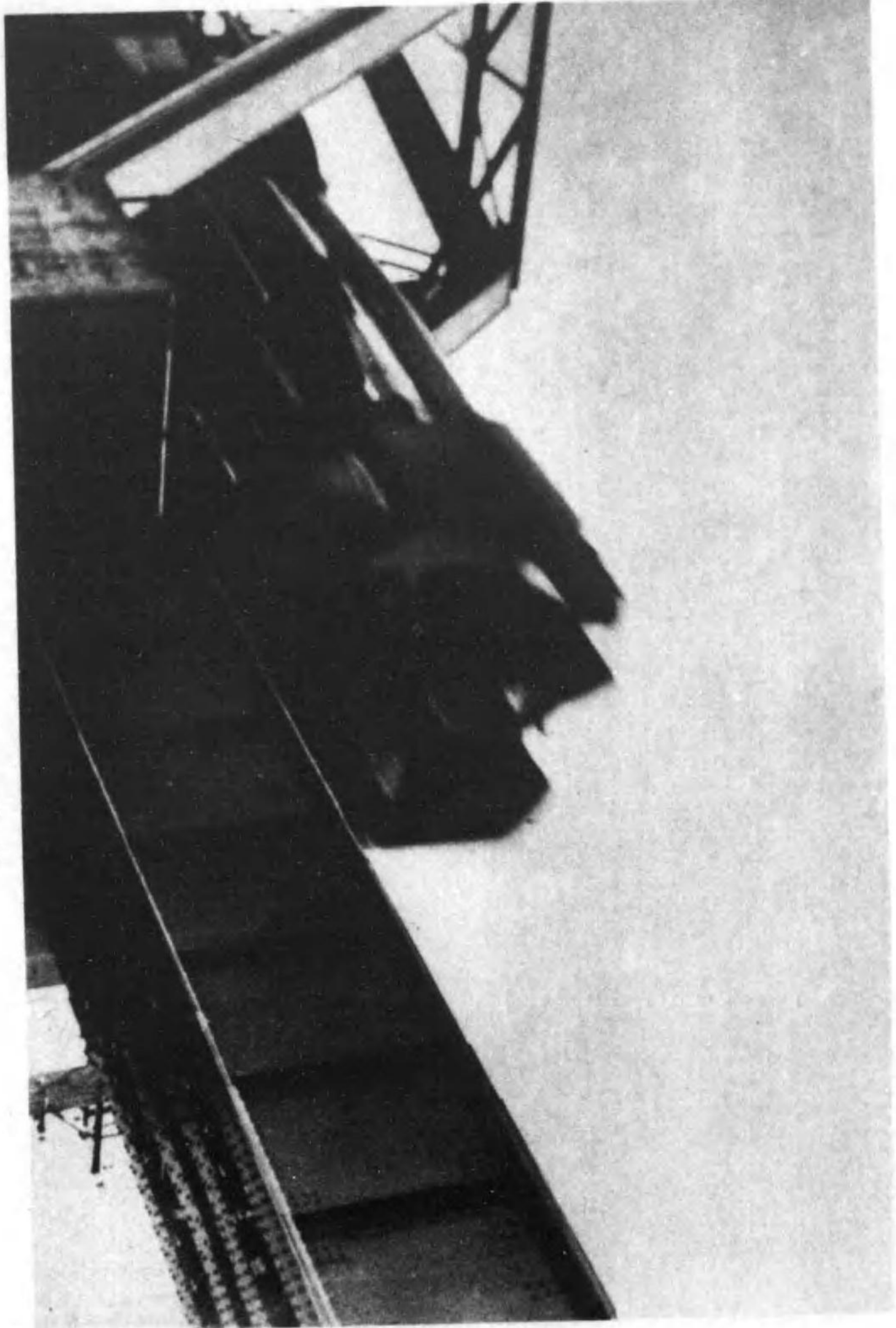
現住戸口職業別 (昭和十二年末)

總數	(一) 戸數					
	農業、林業、牧畜業、漁業及製鹽業	工業	商業及交通業	公務及自由業	其他の有業者	無職及職業を申告せざるもの
總數	四、三七一七	一、六三、九三九	三、五、九九九	二、三、九九九	三、五、〇一三	一、〇五、七六一
内地人	一、五、八、〇〇〇	九、七、七六二	三、九、二六七	六、九、三三九	七、五、〇〇八	七、〇〇六
朝鮮人	四、〇、五、八、八六七	一、五、五、四七八	三、三、九、九一	一、四、一、六三	三、四、八、〇一八	九、八、五、七
外國人	九、九〇〇	一、六、八七	三、七、四一	五、八七	一、四、八、六	六
總數	三、三、五、五、四八五	七、五、三、三五	一、七、五、八、四四三	九、四、六、三三	一、五、二、三、三〇	三、九、五、〇、七
内地人	六、三、九、五、二二	九、八、六、二四	一、七、七、七、九	二、六、〇、五、六六	二、四、一、八二	三、三、八、〇〇
朝鮮人	三、二、六、八、八五	五、五、八、七、四	一、五、四、五、五	六、四、三、八、三	一、五、八、八、二	三、七、〇、九、八六
外國人	四、三、一、八	七、九、七	一、三、五、四、九	一、七、四	九、三、七	一、五、一

備考 内地人「商業及交通業」には臺灣人人口八、「公務及自由業」には戸數一、人口七、「無職及職業を申告せざるもの」には戸數五、人口一六を含む。

現住内地人戸口本籍地別 (昭和十二年末)

總數	戸數		人口	
	男	女	男	女
總數	六、三、九、五、二二	三、三、〇、三、三〇	三、〇、七、〇、九五	三、三、二、四、二五
富山縣	一、四、五	一、四、五	五、七、五	二、九、六
石川縣	一、九、一〇	一、九、一〇	七、八、一〇	三、九、八
福井縣	一、八、七、四	一、八、七、四	七、四、三三	三、七、九二
山梨縣	一、一、六、四	一、一、六、四	四、六、六四	二、四、三三
長野縣	二、五、一、三	二、五、一、三	九、八、一五	五、一、九一
岐阜縣	一、八、八、元	一、八、八、元	七、六、六〇	三、九、六三
静岡縣	二、一、六、三	二、一、六、三	八、七、一八	四、四、九三
愛知縣	三、三、一	三、三、一	一三、七、三三	六、五、三〇
三重縣	一、八、七、三	一、八、七、三	七、四、八五	三、八、四八
滋賀縣	一、六、四、〇	一、六、四、〇	七、二、九	三、八、六三
京都府	一、七、七、五	一、七、七、五	六、八、四七	三、四、四九
大阪府	三、一、七、五	三、一、七、五	一〇、八、九四	五、三、八八
兵庫縣	三、一、七、五	三、一、七、五	一〇、八、九四	五、三、八八
奈良縣	九、九、七	九、九、七	三、五、〇八	一、九、八五
和歌山縣	一、八、三、一	一、八、三、一	七、三、八五	三、七、九五
鳥取縣	一、六、九、九	一、六、九、九	六、八、二七	三、五、六四
總數	一、五、八、〇、〇〇〇	一、五、八、〇、〇〇〇	五、一、九、〇、〇〇〇	五、六、一、〇、〇〇〇

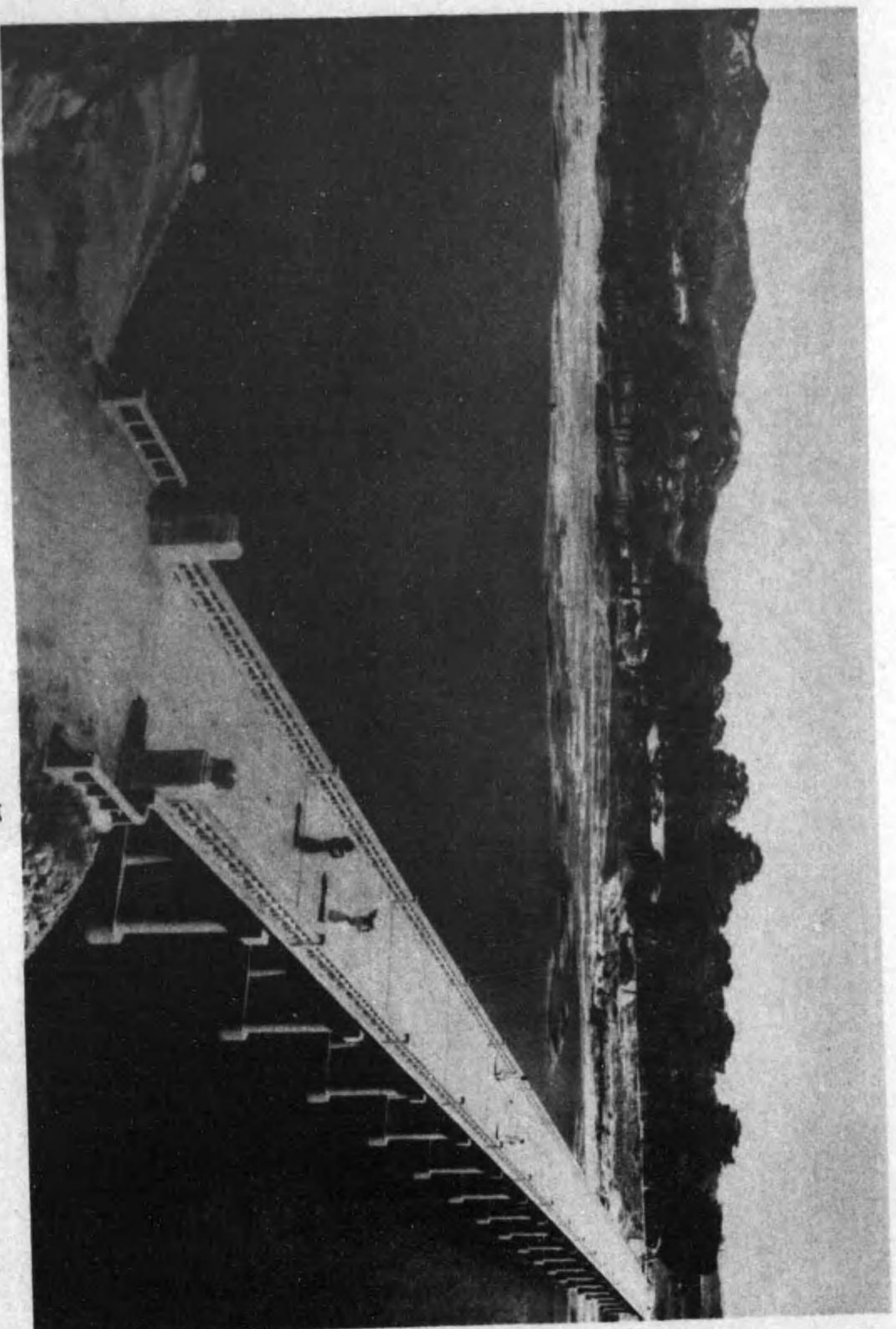


上 三 八 七 一 橋 太

總 說					八				
縣 名	戶 數	總 數	人 口		戶 數	總 數	人 口		
			男	女			男	女	
島 根 縣	四、一九八	一六、七三三	八、六〇七	八、一二五	七、〇四八	二九、一四三	一四、八〇六	一四、三三七	
岡 山 縣	六、一九七	二四、八一五	一二、八三五	二、九九〇	八、八七四	三六、四七四	一七、七四〇	一八、七三四	
廣 島 縣	八、八九六	三三、八六六	一八、二三九	一七、六六九	二、三四八	四三、七四三	二、九七五	三〇、七七〇	
山 口 縣	一四、〇七五	五七、四二一	二九、一五九	二八、二八二	七、五四八	二九、一九五	一四、九九〇	一四、二〇五	
德 島 縣	一、九四八	八、〇九九	四、一〇六	三、九九三	三、六三三	九、六五〇	四、九九七	四、六五三	
香 川 縣	三、六〇八	一四、四三九	七、三四四	七、一〇五	八、二九九	三〇、〇一一	一五、九五四	一四、〇五七	
愛 媛 縣	四、五九三	一八、五五七	九、三七九	九、一七八	一、三三七	四、四二四	三、三九	一、九五	
高 知 縣	二、四五〇	一〇、〇〇一	五、一五〇	四、八五一	一、三九	四、四二	三、三九	一、九一	
福 岡 縣	一三、四八一	五〇、六六五	二五、五七一	二五、〇三四	九七	三、四三	一、八一	一、六一	



航空便の送遞



梁

橋

二 交 通

鐵 道

總說 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シペリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は概ね一米四三五耗（廣軌）である。

而して朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始し、同三十八年京釜線竣功し、同三十九年京義線の竣功と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等の幹線を敷設した、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので孰れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交

通路を展き、其の他支線として京仁線・慶全南北部線・鎮海線・川内里線・北青線・鐵山線・遮湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・惠山線・龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里・全州間、松汀里・潭陽間、大邱・鶴山間及慶州・蔚山間、會寧・潼剛鎮間、馬山・晋州間、新安州・泉洞間及光州・麗水港間等あり、現在（昭和十三年九月末日）建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線及國境地方の林・礦産品を開發すべき滿浦線・白茂線並に東海中部線永川を起點とし、京元線東京城を終點とする中央線等で、中央線を除く外、孰れも既に其の一部を開業し、昭和十三年九月末日現在國有線の延長四千七十軒一分である。國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道株式會社に委託し、同十四年四月一日より總督府の直接經營に移したが昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線清津・會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしめてゐる。

右委託線の延長は三百二十八軒五分で、之を除いた總督府直營線の現在延長は三千七百四十二軒六分である。現在線の區間別軒程及主要旅客列車は左の通りである。

線	區間	軒程	主要旅客列車數
京釜線	京釜本線	四五〇・五	七 往復
	京仁線	三一〇	一五 同
京義本線	京南	四九九・三	五 同
	京城		

線	區間	軒程	主要旅客列車數
京義線	平壤炭礦線	二二三・三	九 同
	博川線	九・三	
湖南線	龍山線	一・八	
	新義州江岸線	一・六	
慶全線	慶全南部線	二六・一	三 同
	慶全西部線	二四・七	
全羅線	光州線	一一〇・一	二 同
	羅州線	二〇・六	
咸鏡線	咸鏡本線	一三四・六	二 同
	咸鏡南線	二一・五	
會寧炭礦線	會寧線	一九八・八	二 同
	北青線	一・七	
兼二浦線	兼二浦線	五五・二	九 同
	兼二浦線	二二三・三	

交通線

線名	區	間	行程	軌間	動力	敷設免許年月日	公本額	拂込額又は建設費
遮湖線	會	山	四・九	分				
鐵山線	羅	興	三・〇					
滿浦線	順	川	二五〇・六					
龍川線	新	州	二九・五					
白惠線	球	州	七・四					
平元線	高	原	一四一・七					
東海線	西	浦	一〇〇・五					
東海線	大	邱	三〇・〇					
東海線	永	川	一一二・三					
東海線	安	邊	一三・九					
東海線	永	川	三・八					
東海線	大	邱	七・三					
東海線	鶴	山(狹軌)	一九二・六					
東海線	襄	陽	二二〇・四					
東海線	襄	陽	一・四					
東海線	襄	陽	一・二					
東海線	襄	陽	三・七四一・六					

備考 (一)〇印は委託鐵道にして合計に含まず。(二)列車数は直通主要列車のみを掲げ、他は省略す。
 關釜連絡船概況 下關・釜山間海上二百四十軒の聯絡船は鐵道省の經營であつて、現在金剛丸(七、一〇

五噸)、興安丸(七、一〇三噸)、景福丸・昌慶丸(各三、六二一噸)、德壽丸(三、六二〇噸)の五艘を交替運航し、夜行便は前記金剛丸並に興安丸の大型船を以て之に充當し、晝夜二回兩地發船所要時分最短は七時間三十分である。其の他尙新羅丸(三、〇三六噸)は貨物運送の爲運航してゐるが、旅客輻輳の場合は不定期便に當てることになつてゐる。

船舶の噸數は噸未滿切捨てあるも他の刊行物と合致せしむるため噸未滿は四捨五入せり。	
金剛丸 七、一〇四・六八	興安丸 七、一〇二・六九
景福丸 三、六二〇・六〇	昌慶丸 三、六二〇・六〇
德壽丸 三、六一九・六六	新羅丸 三、〇三五・九八

私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されてゐる。昭和十三年九月末日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千三百二十七軒七分未開業線七百五十九軒五分、専用鐵道既設線三百一十一軒六分、同未開業線五軒三分である。昭和十三年九月末日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の通である。

經營者及主たる事務所在地	線名	區	間	行程	軌間	動力	敷設免許年月日	公本額	拂込額又は建設費
忠北線	忠北線	忠州	九四・〇	分	一四三	蒸氣、輕油	大正六、八、一六	八、一〇、一六	
慶北線	金泉、慶北安東		二八・一	分	一四三	同			

交通

經營者及主たる事務所在地	線名	區間	里程	軌間	動力	敷設免許年月日	公本額	拂込額又は建設費	
朝鮮鐵道株式會社(京城)	黃海線	沙里院、長湍	八一・八		同	八、一〇、一〇			
		上海、海州	六六・五		同	八、五、一〇			
		土城、薺津	三二・八		同	八、一〇、一〇			
		東浦、鼎島	〇・七		同	八、一〇、一〇		五四、五〇〇	
		海州、東浦	七・五		同	八、一〇、一〇		一七、六〇〇	
		花山、內浦	二・一		同	八、一〇、一〇			
		新院、下聖	五・六		同	八、一〇、一〇			
		咸北線	古茂山、茂山	六〇・一	〇・七六	蒸氣	八、六、三		
		小計		五八・二					
		朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安、長湖院	六九・八	一、四三五	蒸氣	八、九、三〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
小計		二四・〇							
金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原)	鐵原、內金剛	二六・六	一、四三五	電氣	八、八、三	三、〇〇〇	七、〇〇〇		
小計		二四・〇							
新興鐵道株式會社(興南)	咸興、泗水	七・七	〇・七六	蒸氣、電氣	八、六、三				
五老、赴戰湖畔	七四・六	〇・七六	同	五、一、一五		二、〇〇〇	一、五〇〇		
豐上、長豐	二・三	〇・七六	同	九、一、〇一					
西咸興、西湖里	一八・三	〇・七六	同	六、四、三〇					
小計		一七・九							

經營者及主たる事務所在地	區間	里程	軌間	動力	敷設免許年月日	建設費	記事
朝鮮京東鐵道株式會社(水原)	水原、驪州	七三・四	〇・七六	同	九、三、三	五、〇〇〇	二、〇〇〇
小計		二五・四					
朝鮮平安鐵道株式會社(鎮南浦)	鎮南浦、龍岡溫泉	四・七	一、四三五	同	三、九、二七	二、五〇〇	三、〇〇
南滿洲鐵道株式會社(大連)	雄基、羅津	一五・二	一、四三五	蒸氣	七、八、九	三、三六七	一、三、三六七
東滿洲鐵道株式會社(琿春)	圖們、江訓	一・〇	〇・七六	同	九、九、一八	一、〇〇〇	五六〇
南鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜山、鎮東	九・五	〇・七六	電氣	四、三、六	一、九三九	一九三九
私設鐵道開業線合計	釜山、溫泉	九・五	〇・七六	電氣	四、三、六	八七、〇〇〇	四、五八〇
備考	釜山、溫泉	一、二四六・五				建設費一四、三〇六	一四、三〇六

一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運輸營業を爲しつゝある川内里鐵道株式會社龍潭、川内里間四軒三分、群山府管鐵道一軒及仁川府管鐵道二軒二分あり、東滿洲鐵道株式會社資金關係には滿洲國側の一三軒八分に對する分をも含む。

二、右の外私設鐵道の取扱を受くる南滿洲鐵道株式會社北鮮線三百二十九軒二分(營業軒)あり

主なる軌道開業線 (昭和十三年九月末日現在)

經營者及主たる事務所在地	區間	里程	軌間	動力	敷設免許年月日	建設費	記事
京城電氣株式會社(京城)	京城府内及郊外	五九	一、〇六七	電氣	三、六、一	五、五三三	最近の決算額を計上す
南鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜山府内	三・一	一、〇六七	同	四、三、一	私鐵欄に計上す	同
小計						一五	

交通

經營者及主たる事務所所在地	區間	路程	軌間	動力	敷設免許年月日	建設費	記事
西鮮合同電氣株式會社 (平壤)	平壤府内及郊外	三・九	一、〇七	電氣	二、七、三	一千円	最近の決算額を計上す
咸平軌道株式會社 (咸平)	鶴橋驛、咸平邑内	六・一	一、〇七	輕油	二、四、三	一、二八三	同
京城軌道株式會社 (京城)	東大門、露島及莊	一四・四	一、〇七	電氣 輕油	一五、五、二	同	同
軌道開業線合計		八二・四			六、九、六	同	同

自動車交通事業 朝鮮に於ける自動車交通事業は軌近急速なる發達を遂げ、鐵道、軌道業と共に陸上交通機關として漸次重要なる地歩を占めつゝあり、之が興業費は實に二千四百六十五萬餘圓を算す。今此等各事業の道別業者數及經營路線の延長を示せば左の通である。

自動車交通事業狀況表 (昭和十三年六月末日現在)

道名	自動車運輸事業		自動車運送事業		自動車運送事業			
	旅客自動車運輸事業	物品自動車運輸事業	不定期貨物	不定期遊乗	貨切自動車	客貨切自動車		
京畿道	事業者數 三三	路線延長 二、五三六・一	事業者數 一三	路線延長 九〇・六	事業者數 一	路線延長 三三〇	客貨切自動車 六三	客貨切自動車 五七
忠清北道	事業者數 五	路線延長 一、三四・二	事業者數 七	路線延長 一、二四・九	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 四	客貨切自動車 九
忠清南道	事業者數 一〇	路線延長 一、四九七・九	事業者數 八	路線延長 六六・六	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 九	客貨切自動車 五六
全羅北道	事業者數 二二	路線延長 一、六九八・二	事業者數 二六	路線延長 一、八〇・三	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 一三	客貨切自動車 一三
全羅南道	事業者數 一八	路線延長 二、三四九・九	事業者數 一九	路線延長 二、七六・八	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 二二	客貨切自動車 二二
慶尙北道	事業者數 六	路線延長 二、四二五・三	事業者數 七	路線延長 一、五〇六・二	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 二二	客貨切自動車 二二
慶尙南道	事業者數 一八	路線延長 二、九二一・八	事業者數 一四	路線延長 一、五二六・四	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 五三	客貨切自動車 九四
黃海道	事業者數 二二	路線延長 二、〇三八・一	事業者數 一八	路線延長 一、四四五・六	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 一八	客貨切自動車 一八
平安南道	事業者數 一六	路線延長 二、一〇三・九	事業者數 一九	路線延長 二、六六六・五	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 一八	客貨切自動車 一八
平安北道	事業者數 六	路線延長 二、七六一・〇	事業者數 九	路線延長 一、二八三・二	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 六	客貨切自動車 六
江原道	事業者數 一三	路線延長 二、五三三・七	事業者數 九	路線延長 二、三〇七・八	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 二	客貨切自動車 二
咸鏡南道	事業者數 八	路線延長 一、五九五・五	事業者數 七	路線延長 七〇八・七	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 二	客貨切自動車 二
咸鏡北道	事業者數 九	路線延長 六四一・五	事業者數 一三	路線延長 八六一・一	事業者數 一	路線延長 一	客貨切自動車 二〇	客貨切自動車 九
合計	事業者數 一五五	路線延長 二六、一九七・一	事業者數 一五九	路線延長 一八、六五三・七	事業者數 二	路線延長 七・〇	客貨切自動車 二二九	客貨切自動車 四四八

道路

總督府設置せらるゝや、先づ道路の根本制度を樹てるに共に道路網を確定した。此の道路網は昭和十二年度末現在に於て一等道路三十八線(市街地線二十)延長三千二百四十一軒餘、二等道路九十七線(市街地線九線)延長九千九百六十六軒餘を主要路線とし、別に三等道路五百十六線、延長一萬四千五百二十四軒餘を含む。

料餘を以て地方的脈絡を完うすることを期した。總督府は道路修築の第一期事業として一・二等道路中重要なる路線三十四線二千六百九十料餘を選び、工費一千万圓を以て明治四十四年度より七箇年の事業として工事を起し、次で第二期計畫として一・二等道路線中二十六線延長一千七百三十一料主要橋梁四箇所の架設を企て工費七百五十萬圓を以て大正六年度より六箇年の繼續事業として工事を進め更に大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千七百萬圓を、又大正十五年度に至り國境道路五百三十料餘工費五百六十六萬餘圓を追加したが、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八料餘に變更し尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ結局第二期治道工事の總工費豫算を三千百一十一萬餘圓、竣功期を昭和十四年度に改め實施中である。

右の外、北鮮地方中鴨綠・豆滿兩江の上流地方に於ける天與の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、其の目的達成の爲必要なる事業の一部として重要道路中二等道路六百六十六料餘、三等道路二百九十九料餘の改修を決し、昭和七年度以降二十二箇年に互り工費八百三十八萬圓を以て昭和七年度より工を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を以て一・二等道路、金山道路及林道の改修を行った。

滿洲國確立以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・移民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通聯絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架設することに決定し、其の内六箇所は總督府に於て施行することとし工費三百六十四萬圓を以て昭和十年

度以降七箇年繼續事業として着手した。又咸鏡北道は江を隔ててソ滿國境に對し、國防上極めて重要な地帯に屬するのみならず、各種の軍事施設があるも交通機關整備せず極めて不便なるを以て工費二百萬圓を投じて昭和十二年度以降三箇年繼續事業として國防道路の改修に着手したが一部路線變更の必要を生じ昭和十三年度に六十五萬五千圓を追加し總工費を二百六十五萬五千圓に改め目下施工中である。

以上本府に於て直轄施行するもの、外、本府は地方公共團體に對して補助を與へ一・二・三等道路の修築改築を行はしめつゝある外、別に窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ昭和六年度より工費三千三百八十九萬餘圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百萬餘圓、又昭和十一年度より地方振興土木事業として工費二百六十三萬圓を以て一・二・三等道路の改修及補修工事を起した。右實施の結果昭和十二年度末に於ける改修濟延長は夫役施工に依るものを加へ一・二等道路一萬一千八百四十九料餘、三等道路一萬一千六百六十五料餘、金山道路及林道延長三百六十料餘に達した。

港 灣

港灣は統監府時代に於て釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津及馬山の十一港に對し夫々應急設備を施したが、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半にして併合となつたので、總督府は更に規模を擴大して海陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行した。次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川及鎮南浦港の擴築

を実施し、更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設工事、昭和十一年度より釜山・馬山・城津及多獅島港の擴張工事、又昭和十二年度より釜山・麗水の擴張及墨湖・清津西港の防波堤工事に着手したが、既に昭和十二年度迄に元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島及雄基（第一期）仁川・鎮南浦（擴張）・城津（貯木場）並に清津漁港（第一期）の各修築工事を完成せしめ、目下仁川（第二期）釜山・麗水・馬山・城津（第二期）・多獅島・墨湖及清津西港（防波堤）の各修築工事を實施中である。

地方港湾の修築施設は主として地方公共團體之を施行し、總督府は其の緩急を圖つて相當の國庫補助金を交付し之が完成に努めてゐるが、尙普通補助工事の外に昭和六年度より窮民救済土木事業、昭和七年度より時局應急施設土木事業、昭和十一年度より地方振興土木事業、昭和十二年度より地方土木事業として國庫補助の下に漁港の修築を施工中である。

河川

主要河川の水運状態は概ね次の通りである。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虚川江を、新聖坡鎮に於て長津江を合せて西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河を合し、義州の下流に於て滿洲の雙河を容れ河中に多數の中洲を形成して河流を分派し、安東縣に至りて再び合一し、更に柳草島黃草坪を堆成

して闊大なる三角洲を成して黄海に入る。其の流路七百九十軒餘に及ぶも、上流部は河床勾配急にして岩礁多く激流奔湍からず、河口龍巖浦より溯るこゝ二十八軒安東縣までは高潮時に於て約三米の水深を保つも、此の間水路狭くして曲折多く航行困難なので水先案内者を要す。新義州・新聖坡鎮間には本府命令に係る浅吃水汽船の定期航行がある外高瀬船及支那船の航行が頻繁である。本江の上流は有名な大森林地帯で巨木鬱生し、其の伐材は筏に組み流されてゐる。

大同江 源を平安南道寧遠郡の狼林山に發し、寧遠・徳川及順川を過ぎて支流沸流江及南江を合せ平壤・兼二浦を経て載寧江を容れ鎮南浦の下流に於て黄海に注ぐ。本流に於ける流路延長三百九十七軒餘、航路延長二百四十五軒にして、河口より上流六十六軒五の保山浦まで三千噸級の汽船を遡航し得られ航運上重要なもの一つである。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越・丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ京城を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を容れ江華灣に注ぐ。流路延長四百七十軒、其の舟楫の通ずる處三百軒で、水運上頗る重要な地位を占めてゐる。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せて坡州郡に至り本流たる漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四軒餘、河口より上流百二十四軒餘の間に舟楫を通じ得るのである。

錦江 其の流域は主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一軒餘、河口に群山港あり

り、扶餘附近まで自由に航行が出来る。

洛東江 流路延長五百二十五軒餘、其の流域は慶尙南北道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌溉の便が多い。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四軒の上流安東まで水運の便がある。

蟾津江 源を全羅北道鎮安・長水兩郡界なる八公山に發し流路延長二百十二軒餘、水運上重要な河川であるが、航路に障碍多く求禮の上流は殆んど舟楫を通じ難い。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し、茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河と合し、更に訓戒の上流に於て琿春河と會し水量漸く増大し、ソ聯領との境界を劃し西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十一軒に及ぶも、琿春河との合流點以下に舟楫の便あるのみである。

從來朝鮮に於ける河川は殆んど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の流に委したる結果、毎年洪水の氾濫に依り、鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其他の損害額數千萬圓に達するところか少くない、そこで之が改修は頗る緊切なので、先以て治水及水利計畫上重要な洛東江外十三河川を選定し、大正四年度より其の流域狀況、水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査を爲して改修計畫を樹てることとしたが、曩に其の大體を終つたので、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起した。次で翌十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として之が改修に着手した。右に對する工費豫算額は四千八百四十

萬圓で爾來着々進捗中であつたが其の後施工の實狀に鑑み、萬頃江・載寧江及洛東江の改修區域擴張等に依る豫算追加又は財政の都合に依る節約等を行ひ、總豫算額を五千四百三十七萬五千餘圓に変更したが、更に昭和十二年度に於て三橋川・東津江・榮山江及南江の直轄河川に對し五箇年繼續事業として豫算額一千九百六十七萬五千圓を以て着手することとなつた爲、總豫算額を七千四百五萬餘圓に変更し、昭和十一年度を以て載寧江の改修を終り目下萬頃江(十三年度竣功豫定)・漢江・洛東江・大同江・龍興江・三橋川・東津江・榮山江及南江の各改修工事を施工中である。

右の外窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總豫算額二千八百二十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十五河川、二百六十六萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より國費支辨總工費百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並に國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川の改修工事を施工したが、更に昭和十一年度には地方振興土木事業として國庫より補助を與へ總豫算八十二萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外四河川、七十五萬圓を以て地方河川に屬する安甘川外二十三河川の改修工事を實施中であるが、引續き昭和十二年度より中小河川改修工事として國庫補助の下に五箇年繼續總豫算額七千五百萬圓を以て二百五十三河川の改修を施工中である。

窮民救済土木事業 (時局應急施設及地方振興土木事業を含む)

朝鮮に於ける總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業労働者たる小作農に屬してゐる。之等農民は財界の不況に引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙るこゝ甚だしく、積極的に之が應急對策を確立するの必要があるので、昭和六年度以降三箇年に亘り地方費其の他公共團體の事業として總工費五千七百七十二萬餘圓、昭和九年度に第二次窮民救済事業として一千三百三十萬圓、昭和十年度に第三次窮民救済事業として八百萬圓、昭和十一年度に地方振興土木事業として六百萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より平均六割餘の補助を與へて勞銀を撒布し以て窮民救済の目的を達するこゝし昭和六年度より夫々工を起した。

右の如く土木事業を起して窮民の救済に資したが、其の後の不況益々深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざる實狀にあつたので、別に時局應急施設事業として昭和七、八、九年度に工費五百九十七萬餘圓を以て一・二等道路・河川・金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港修築等の土木事業を起して勞銀を撒布し、窮民救済土木事業と相俟つて疲弊困憊甚だしき窮民の救済と地方開發に資すべく實施したのである。其の内容は工種毎に夫々各節に於て述べた通りである。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益々朝鮮に船籍港を有する船舶は増加の傾向を誘致し朝鮮に於ける海運の發達、助長を圖るこゝを爲つた。即ち昭和十二年度末現在の船舶數は左の通である。

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	五六	九、一〇〇	一、〇五五	四〇、四〇八	一、六三三	一三、一〇八
不登簿船	八〇	八、九二四	二、〇八九	二八、九四七	三、〇九二	一、七、八六二
合 計	一、三六	一〇〇、〇二四	三、一五四	六九、三五五	四、五五三	二六、九、六九

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても累年増加し、著しく進歩の迹を示して居る。因に船員現在數及海技免狀受有者は左の通である。

船 員 現 在 數 (昭和十二年度末現在)	手帖を返還したるもの		計
	朝鮮手帖を 受有するもの	内地手帖を 受有するもの	
船員	二、六六二	一、七六二	一、一
海技免狀受有者	二、六六二	一、七六二	二五
合計	二、六六二	一、七六二	四、四一四

朝鮮手帖を 受有するもの	内地手帖を 受有するもの	手帖を返還 したるもの	計
朝鮮人 五、九一三	内地に於て登録したる者 七六五	二二	六、六五六
外人 六六	一	一	六五
合計 八、六四一	二、五二八	三四	一一、一三五

海技免狀受有者 (昭和十二年度末現在)

朝鮮に於て登録したる者	内地に於て登録したる者	計
朝鮮人 一、七六三	内地に於て登録したる者 六八五	二、四四七
合計 一、六九七	二七	一、七二四
三、四九九	七一二	四、一七一

三、定期航路 昭和十三年四月一日現在の航路は百九十三線、三百四十四隻、三十三萬八千八百八十三噸であつて、之を航路別とするときは左の通である。

航路別	經營別	線數	隻數	總噸數
内地及外國航路	本府命令	一九	四八	一五六、九二二
	地方廳其の他命令	九	一三	二七、一一〇
	官營	一	五	二四、四七九
	自營	二五	五五	一一二、五七一
合計		五四	一二一	三二一、〇八二

沿岸及河川航路	本府命令	四	五六	一、一四七
	地方廳其の他命令	一一	一一	六二八
	官營	一一二	一一二	二六四
	自營	一一三	一四三	七、七六二
合計		一九三	二二三	九、八〇一
備考			三四四	三三〇、八八三

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・九州郵船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社・川崎汽船株式會社・日本海汽船株式會社・南洋海運株式會社及鐵道省等である。

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、朝鮮總督府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理増設を期した結果、昭和十二年度末現在に於ては夜標百九十二、晝標百四十五、霧信號二十八、方位信號所二十七、計三百九十二に達し、其の海岸線に對する割合は四十九浬に對し夜標一である。

通信事業

通信機關は都鄙通じて一千を超え主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十三

年九月二日現在の局所数は郵便局八十八、同分室二十一、同出張所一、電信局一〇、同分室一、電話局一、同分局二、郵便所八百五十八、同出張所十一、郵便取扱所三十二、電信電話取扱所八、電信取扱所百二十八、同出張所三、計一千六百六十四を配置し、郵便切手賣捌所五千三百五十二(十三年三月末現在)を算するに至つてゐる。昭和十二年度に於ける諸般通信業務の取扱数は左の通りである。

郵便物	常包	三四一、〇六九、八五九	受配	三五八、九七三、二九二
	小	二、八七八、九七一		四、二九八、一八四
電報	和	九、四七五、二三八	發信	九、四八六、五〇二
	文	七七八、〇三二		七六五、四六八
電報	和	九、四七五、二三八	著信	一八、三九九、三〇六
	文	七七八、〇三二		三二、五〇八
電話	市内通話度數	三七四、八五八、六四五	市外通話度數	四、二五三、〇〇四
	加入者數	四八、九七三		三七九、二一、六四九
年度末現在加入者數		四八、九七三	合計	

郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して、其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加して來た。

年度	内國爲替		外國爲替		合計	
	振出	振渡	振出	振渡	口數	金額
大正十一年度	10,100,000円	4,100,000円	1,000,000円	1,000,000円	12,100,000円	12,100,000円
昭和十二年度	1,200,000円	1,000,000円	800,000円	800,000円	2,000,000円	2,000,000円

年度	預入		振出		年度末現在高	
	度數	金額	度數	金額	全振人員	一人平均額
大正十一年度	10,100,000	4,100,000円	1,000,000	1,000,000円	11,100,000	1,100,000円
昭和十二年度	2,200,000	1,800,000円	700,000	700,000円	2,500,000	250,000円

郵便振替貯金に就ては大正七年に府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、又同九年には國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始したが、それ以來之を利用する者が漸次増加して、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十三年三月末現在には、既に三萬七千三百三十八人の多數に上つた。其の取扱高を示す左の通である。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出		年 度 末 現 在
	口 數	金 額	口 數	金 額	
大正十一年度	一、六七、三九七	九四、〇七六、五五六円	一八四、〇五四	七、五九九、九二五	
昭和十二年度	四、八〇、二三三	三五五、八五三、四五三	六元、七二五	三〇九、四七五、九六九	
年 度	受 入	出	人 員	金 額	
大正十一年度	一、二七、〇四八	一六、五三七、三六三	一、二、五四四	二、〇七六、五五六円	
昭和十二年度	三、八四三、二八五	六五六、〇四五、八〇四	一、二、五七九	六五四、一三三、四三三	
			三、七、三三八	八、七〇七、七五五	

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高

朝鮮簡易生命保険

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保険事業を開始せんとの議は遠く大正元年頃より起つたのであるが諸種の事情の爲に實現の域に達しなかつた。其の後社會狀態の推移は益々此の種の制度の必要を感じるに共に内地に於ける斯業の成績の著しく良好であるのに刺戟せられて、愈々之を實施するの機運が熟して來たので、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手して、同年十月一日より之を實施す

ることゝなつたのである。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計を爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することゝなつて居る。保險の内容は内地のそれと同様であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓であるが、保險料計算の基礎となつて居る豫定利率は朝鮮特殊の事情に照して内地とは異り稍々高率となつて居る。従つて保險料は概して内地より稍々低率である。事業の取扱機關は中央では遞信局が監理事務に當り、地方では全鮮に互る九百四十五の郵便局所が申込の受付、保險金拂渡等の事務に當つて居るのであつて、既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上の便宜とを圖つて居る。尙保險金額の最高制限額は前述の通なるも一般社會情勢等に鑑み十月一日より七百圓に増額することゝなつて居る。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來八年六箇月を経過した昭和十三年三月末現在の事業成績は、契約件數百二十二萬二千九百六十五件、保險金額二億三千九十一萬八千六百二十四圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の七割四分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

福祉施設 保險加入者の健康の保護増進を圖ること共に一面事業の堅實なる發展を期する爲に、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、其の後平壤・大邱・仁川・元山・木浦・清津・新義州・群山及大田に簡易

交通

債券引受

八、四七五、一七六圓

國債保有

一、〇一〇、一六〇圓

保險契約者貸付

九六五、一五三圓

預金部預金

九、一八九、九〇八圓

航空

世界大戦を契機とする各國航空界の異常な進展に伴つて、近來我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがある。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみでも現在約一萬四千料の多きに達する情勢である。昭和四年四月同社が東京——大連線の運航を開くや朝鮮にも始めて六百七十料の航空路を有するこゝとなつたのである。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護獎勵に關しては同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見、從來各地に引續いて航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を實施して航空思想の普及宣傳に努めた結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものがあり、昭和十年十月よりは慎航空事業社に於て京城・裡里間百八十料の定期航空を開始し、昭和十三年五月光州に迄之を延長した而して本年度末現在に於ける朝鮮内民間航空事業の概況を示せば左表の如し。

日本航空輸送株式會社支所

一



出張所

四

同 營業所

一

滿洲航空株式會社支所

一

其の他民間航空業社

一

航空機製造事業會社平壤製作所

一

前記定期航空に備ふる爲昭和四年五月京城及蔚山に應急的に飛行場を開設したが、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並に氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築・連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等を施設して國際飛行場としての面目を一新したのである。又昭和八年三月には新義州飛行場の開設を見、此處で滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、以來飛行場の整備も着々進行し、更に昭和十年十二月より清津飛行場を開設し同時に滿洲航空株式會社は新京・琿春線を延長して清津迄乗入を爲し對滿洲國との空の連繫を圖るこゝにこゝした。尙昭和十一年一月には新義州航空無線電信局を、昭和十二年一月には大邱飛行場を昭和十三年五月には光州及海州の各飛行場を清州、江陵、鬱陵島の各航空無線、其の他航空燈臺二十一箇所及航空地名標識十九箇所を設置した。一方航空路の安全を期する爲に蔚山・黃澗・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所航空標識をも設置した、尙將來は既設航空路の一段の整備と共に、前述京城・光州間のみならず、其の他鮮内の各主要都市に對する支線の開設を目論み交通運輸は勿論産業開發に寄與せんことをするものなり。

交通

放送無線電話

朝鮮に於ける放送無線電話は大正十五年十一月社団法人朝鮮放送協會の前身京城放送局の設立を許可せられ、昭和二年二月から電力一「キロワット」の一装置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、放送事業の使命の重大なるに輓近内地其の他に於ける放送業界の異常なる發展を遂げつゝある情勢に鑑み、規模を擴大し、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始するに至つたが、更に昭和十二年度に於ては、京城中央放送局第二装置の電力を五十「キロワット」に増大したのである。而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て、昭和十年九月二十一日から電力百五十「ワット」に依る釜山放送局の開始を爲したるが昭和十二年六月より同局の電力を二百五十「ワット」に増大した又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平壤放送局の二重放送を、昭和十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を開始したのである。尙昭和十三年八月中には咸興及裡里放送局の放送を開始する見込みあり。

放送無線電話聴取者數

内地	朝鮮人	外國人	計
七二、一六八	四〇、一〇七	五六三	一一一、八三八

電氣及瓦斯事業

電氣事業 朝鮮に於ける電氣事業は從來概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたのであるが、數年前より漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制は其の緒に就きたるが其の後大規模な水力電氣の開發を企畫する者も現れたる爲、朝鮮に於ける電氣事業統制の根本方針を決定するに當り、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て昭和六年十二月、將來建設せらるゝ主なる發電所及送電線路の基準を爲る發電計畫及送電網計畫を定め且發電、送電及配電の各部門に付て夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の根本方策を決定したのである。而して發電、送電及配電は原則として別箇の企業主體をして經營せしむる方針であつて、發送電事業者をして専ら統制計畫に定められた發電所及送電線路の開發建設に當らしめて之が實現の促進を圖り、又配電事業に付ては、全鮮を最も合理的に認める數箇の區域に分ち、其の區域内に現存する少規模事業を合同して大規模且強力な配電事業を爲し、之を民營に依らしめて積極的に電氣の普及を圖らしめることになつたのである。

右の發送電網計畫中、發電所では出力約百六十萬「キロワット」の鴨綠江本流水力を首めし出力約三十三萬「キロワット」の鴨綠江水系長津江水力及出力約三十五萬「キロワット」の同水系黃水院江水力並に寧越炭田、三陟炭田及德川炭田に於ける產出炭を燃料とする寧越火力發電所、三陟火力發電所及德川火力發電所等が其の主なるものであつて、又送電線路では鴨綠江本流水力涓原水力地點より平壤に

至る互長約二百三十軒の二十二萬「ヴォルト」送電線路及厚昌水力地點より江界を経て興南に至る互長約四百二十軒の二十二萬「ヴォルト」送電線路並に長津江水力から平壤に至り更に南下して京城に至る互長約四百軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路、黃水院江水力から端川に出で一方北上して清津に至り一方南下して長津江水力に連絡する十一萬「ヴォルト」の所謂咸北送電線路並に寧越火力發電所から尙州を経て大邱に至る十五萬四千「ヴォルト」大邱送電線路及右の大邱送電線路より尙州に於て分岐し、大田に至る十五萬四千「ヴォルト」送電線路等が其の主なるものである。

次に配電事業の統制に付ては、昭和九年一月に於ける西鮮合同電氣株式會社の成立に依る平安北道・平安南道及黃海道の三道に互る電氣事業者の大合同、昭和十年十月に於ける咸南合同電氣株式會社の成立に依る咸鏡南道内の電氣事業者の合同等着々統制の實現を見更に西鮮合同電氣株式會社は昭和十一年一月には開城電氣株式會社を、十二年一月には新義州電氣株式會社を合同し更に昭和十三年一月には平壤府營事業を買収して西鮮地方の配電事業を全部統制した。又南鮮地方には從來約三十の小事業が分立してゐたが昭和十一年春頃から此等の事業を打つて一丸とする大規模配電會社を設立せしむる爲當局に於て各事業者間の斡旋態度に努めた結果、昭和十二年三月忠清南道・全羅南道及慶尙南道道の所謂南鮮六道並に京畿道及江原道の各一部に互る廣汎なる地域の配電事業の大合同の實現を見たのである。

斯の如く電氣事業の統制は發送電事業の創設及配電事業の合同共何れも順調に進捗してゐるが、更に最近に至つては鮮滿國境河川たる鴨綠江本流水力の開發計畫が具體化し、朝鮮總督府及滿洲國政府との

間に於て大體之が基本的協定の成立を見るに至つた。鴨綠江本流水力の發電力は百五十萬「キロワット」以上に達するものと想察せられ、且經濟價值も極めて優秀なる故、之が開發を見た暁には鮮滿國境地帯の産業の開發振興に寄與する所大なるものありと期待してゐる次第である。

昭和十三年三月末現在に於ける電氣事業者数は營業用十九(第三號電氣事業者を含まず)、官應用二十一、自家用百五十七、合計百九十七であつて、營業用電氣事業の概況は左の通りである。

營業用電氣事業

事業者數	資本金	拂込資本金	發電力
一九	二七七、四八三、〇〇〇 ^円	二四〇、一二九、六五〇 ^円	九六九、六五八 ^{キロワット}

瓦斯事業 瓦斯事業者は從來京城電氣株式會社及朝鮮瓦斯電氣株式會社(昭和十二年三月南鮮合同電氣株式會社に引継ぎ經營す)が夫々京城府及釜山府を營業區域として電氣事業を兼營して來たのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府及西鮮合同電氣株式會社に其の經營を許可せられ、前者は大邱府を後者は平壤府を供給區域として昭和十二年九月及十二月夫々事業を開始した。

昭和十三年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである。

瓦斯事業

事業者數	資本金	拂込資本金	製造能力
四	六二、四三三、〇〇〇 ^円	四八、九一九、六五〇 ^円	四三、〇二八 ^{立方米}

備考 資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。

三 地方行政

道 府 郡 島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十八府、二百十八郡、二島、六十三邑、二千二百九十五面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・産業部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を産業部は勸業一般事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌する。

公 共 團 體

道、從來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道稅・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徵收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決

權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端数は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・砂防・勸業・教育・衛生・救済及各種補助等である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に國庫補助金で、道税の税目は地稅附加稅・第一種所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・礦稅附加稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府 府制は大正二年十月之を發布したが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行した。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津である。

ロ、府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府稅及使用料手数料 府稅は國稅たる地稅・營業稅・取引所稅・礦稅・道稅たる戶別稅・家屋稅・

車輛稅・特別所得稅・不動產取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の境内地、墓地、外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府稅を課せない。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長(府尹を以て之に充つ)副議長(府會に於て府會議員中より選舉す)及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及檢査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の檢査を爲すの權限を有する。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民を爲り且

一年以來朝鮮總督の指定したる府税年額五圓以上を納むる者が之を選挙する、選挙権のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選挙、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會に殆んど同様の権限を有する。

邑面 邑面制は大正六年十月發布せられたのであるが、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度に爲つたものである。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は六十三、面の數は二千二百九十五である。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人であつて官の監督を受け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とするのである。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有するに共に、邑面の負擔を分任する義務を有する。

ハ、邑面税及使用料手数料 邑面税は國税たる地稅・營業稅・礦稅・地方稅たる戸別稅・家屋稅・不動

產取得稅・車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の構内地には邑面稅を課せない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、邑面の機關及權限 邑面長は邑面を統轄し之を代表するに共に邑面の事務を擔任する。尙邑長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するのである。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選挙、邑の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長（面長を以て）及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定数は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民に爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るのである。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正せられた。

イ、學校費 朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議會員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評

議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議會員の定員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等である。

學校評議會は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選舉する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立小學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て既設小學校に簡易學校を附設經營する外稀に實業補習學校を經營するものもあるのである。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなつたもので、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へられた。

イ、學校組合の設置 組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんとする場合は發起人區域（府區域を）を定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有する。同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

ロ、**學校組合會議決事項** 學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選挙する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選挙及被選挙資格は組合規約を以て之を定めるのである。組合會議決事項概目左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事
- ハ、**組合員の總會** 組合員の數寡少なる組合其他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用するのである。
- ニ、**學校組合管理者に組合吏員** 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たることを原則とするけれども、必要に依り有給を爲すことを得る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退職料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することが出来る。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、**學校組合の經費** 組合費徴収及寄附又は補助 組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外、組合財産より生ずる收入其他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴収することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要な場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、**組合の監督** 學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徴収に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續費を定め又は變更する事
- (八) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事。

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、恰く惠恤撫養の本義に副はしめることとなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ひ來つたか凶歉救済の資に充つべき利子収入に限り昭和十三年八月制令第二八號を以て公布ありたる朝鮮罹災救助基金令に基き各道に於て設置したる罹災救助基金特別會計豫算を通じて凶歉救済施設費に充つることに改めた。

四 社會事業

罹 災 救 助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては從來屢々畏き邊より多額の御内帑金御下賜の恩令に浴してゐることは恐懼感激の至りであつて、併合以來昭和十三年九月迄の御下賜金は實に四十回四十七萬七千七百圓の多額に達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては

(イ) 道罹災救助基金に依る救済(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助(ハ) 道費及國費に依る救助の三施設あるも尙被害の程度比較的激甚なるときは一般有志よりの義捐金の募集等に依る救助をなして居る。

(イ) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し道をして道税を増徴せしめ、之に國庫補助金を交付して各道に十箇年間千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入を併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産、教育及凶歉救済の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子収入額の一割を罹災救助の費に充つることとなつて居り之が受入金金を合せ罹災者に避難所設置、食料の焚出又は給與、被服の給與、傷病者の治療、死亡者の埋火葬小屋掛、生業に必要な資料又は器具及學用品等の給與、運搬用具又は人夫費の支出等應急

救助費に充當せしむるのであるが本基金の昭和三十三年度罹災救助費豫算額は一〇七、〇三三圓である。

(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり之に國庫補助金十萬圓を加へ大正三年恩賜罹災救助基金を設定し朝鮮總督之を管理し爾來朝鮮内は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救済をも行ひ特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救済し能はざる場合は基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て優渥なる 聖恩に浴せしめつゝあるが基金設定以來昭和十二年度迄に支出せる總額六三七、一四七圓に達し基金現在額四一五、〇〇〇圓にして昭和十三年度豫算額三九、六一五圓である。

(ハ) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては諸種工事を實施して勞銀を撒布し又は副業を奨励して其の收益に依り生活の資を得せしむる爲事業を實施し其の經費多額に及ぶときは道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算に依り之に充當せしむるのである。

義捐金の募集 被害激甚なる場合は適當なる機關(朝鮮社會事業協會をして行はしめることが多い)に依り朝鮮内は勿論内地・臺灣・滿洲方面より義捐金を募集して救済の萬全を期して居る。

四 賑 恤 救 護

老幼・不具・癡疾又は重病の爲生業を營むことが出來ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤をして居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたるものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救済の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつゝある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十六萬圓の多きに達して居る。因に昭和十三年度豫算は九萬八千七百十三圓で、昭和十二年度末現在の被救護者は一千七百五十七名である。

行旅病人及同死亡人の救護並取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費(道をして本費に充てしめる爲道税賦課額の千分の三相當額を豫算に計上せしむ)より支出し尙不足するときは國費より支出してゐるが昭和十一年度に於ける取扱件数は行旅病人延一一、四八三人、行旅死亡人延五、四四七人、準行旅病人三〇七、七〇八人である。尙行旅病人及同死亡人の救護並取扱に關しては日韓併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行旅病人救護資金を設定し、同資金より生ずる利子収入を以て、事件頻發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置箇所は

二十八箇所、昭和十二年度迄に補助した金額は建築設備費に對し四萬四千四百二十圓、事業維持費に對し八千九百六十七圓餘である。

方面事業

朝鮮に於て方面委員制度の敷かれたのは昭和二年であるが之より先既に李朝中葉以降に於て郷約を稱する方面委員制度類似の制度があり窮民救恤庶民徳化が行はれた、昭和十二年末現在方面委員制度の敷かれてゐるのは京城・仁川・開城・釜山・平壤・大邱・光州・木浦・新義州・咸興・元山十一府にして方面數四十五、方面委員數四百六十九人、昭和十二年中に於ける取扱件數は十萬二千餘件である。

福利施設

- 一、公營住宅 大正八、九年の頃財界の好況に伴ひ市街地に於ては著しく住宅の拂底を來したので、其の緩和を圖る爲主要な府邑に小住宅の設營を勸奨した結果、漸次各地に其の普及を見るに至り現在では京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・羅津・海州・春川・興南の十府邑に約六百戸を設置してゐる。尙不良住宅(土幕)改善施設として京城府並財團法人保隣會・財團法人和光教園・向上會館に於て簡易住宅を供給しつゝある。
- 二、公益市場 食料品其他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ現在では京城・仁川・木浦

光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・咸興・清津・羅津の十三府及順天・晋州・蔚山・方漁津・東萊・海州・定州・興南・羅南・城津・會寧・雄基の十二邑に六十一箇所の市場を有し其の店舗數は二千百餘、一箇年の賣上高は一千九百二十四萬圓餘に達してゐる。

三、共同宿泊所 無宿の労働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し生活の安易と産業能率の増進を圖る爲京城・仁川・木浦・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教園にも之を附設してゐる。

四、簡易食堂 労働者其他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て釜山府に於て之を經營してゐる。

五、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんことを各都市に漸次普及せられつゝある。

六、公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として廣く利用せらるゝ所で朝鮮に於ても典當舗を稱せられて古くから普及せられてゐるのであるが、民間質屋は營利を目的とするものであるから利用者側の不利益は尠くないのである。依つて都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置するにこゝし、昭和四年度以來京城(二箇所)仁川・群山・木浦・大邱(二箇所)釜山(二箇所)平壤(二箇所)新義州・元山・咸興・興南・清津・鎮南浦の十三府邑に十七箇所を設置し、國費より補助金を交付して助成指導に努めてゐる。

七、**小額生業資金** 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くることに極めて困難を感じ已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝある實情で其の蒙る不利益は多く小農金融機關の必要を認められ、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を実施せしめたのである。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共済組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするもので、昭和十二年度末に於ける資金總額は三百四十三萬七千七百二十圓に及び勤農共済組合数は五千六百、組合員数は十五萬五千五百三十一人に達してゐる。

勞働者保護

朝鮮でも近時工礦業の著しき勃興を見つゝあるが勞働者は概ね農民から轉業したものであるから、極めて淳朴で從來其の數も少く大正六年迄は勞働爭議の如き殆んど見るに足るものは無かつたのであるが、當時歐洲大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、勞働者は物價騰貴を理由として賃銀値上の要求を爲す者増加し、又同十年頃より財界の不況に向ひては賃銀値下に對する反對運動の爭議を見るに至つたのであるが、其の多くは不成功に了り、爭議數も漸減して來たのである。其の後大正十二年頃に至つては社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びた爭議が頻發したのであるが、官憲に於て主義

者の殲滅に努めたるに、滿洲事變以來其の轉向を見たるに依り近時爭議は殆んど其の跡を絶つに至つたのである。

輓近西北鮮地方に於ては鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日傭勞働者の需要は激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄で爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又釜山に渡航保護事務所を設けて職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむる外昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節を爲し來つたのであるが、今次の事變を契機として金及重要礦物の増産計畫を始め幾多國策的事業の急務に依り勞力の需要は一段の急増を來し爲に鮮内全面的に勞働者の拂底を見んじ之が充足は事業遂行上刻下の緊要事となれるに鑑み、昭和十三年度より勞務需給調整の爲多額の豫算を計上して各道に専任職員を増置を圖り積極的に之が斡旋に努むるに共一面募集及雇傭に對し一定の規制を設けて勞働者の保護、移動爭奪の防止等に萬全を策し以て勞力の圓滑且適正なる調整を期してゐる。即昭和十三年度總督府に於て主要事業に直接斡旋せる勞働者は十月現在にて二萬五千餘人の多きに達し尙各道に於て道内斡旋を爲したる數も多數に上つてゐる。

朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度から公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの九箇所（京城・仁川・群山・木浦・釜山・平壤・新義州・大邱・咸興）、邑營のもの一箇所（宣川）、私設のもの二箇所である。

兒童保護

現在朝鮮に於て實施されつゝあるものに育兒、感化、特殊教育、妊産婦保護、兒童健康相談、託兒、母子保護等がある。

一、育兒 孤兒の教養をなすものに京畿道楊州郡荊海面孔德里に國立の濟生院養育部がある。部内に收容教養する兒童は滿八歳以上のもので乳幼兒は總て里預けにして養育してゐる。而して其の兒童の身心の事情を委託家庭の狀況を考慮して滿十二歳まで預け置き普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒に對しては部内に施設してある四學年制度の普通科に入れ修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ將來忠良な自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得さすこととしてゐる。昭和十三年三月末現在收容兒童は總數二百九十三名である。

尙私設の育兒施設昭和十二年末に於て二十五箇所收容兒童數千四百六十八名にして總督府は此等に對し補助金を交付して其の事業の助長發達を圖りつゝある。

二、感化 不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關に國立の永興學院と木浦學院とがある。永興學院は大正十三年十月一日開設したもので、咸鏡南道文川郡明孝面松田灣所在の元防備隊跡を借用して充當して居る。昭和十三年四月一日現在收容者は百四十五名である。學科は普通學校程度の學科を課する外農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施して將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

木浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り全羅南道務安郡二老面高下島に建設し目下入院兒童の選定中である。

右の外私設として明進舎（京城）大邱警察署少年保護所、赤崎學園（釜山）釜山勤勞學園、平壤更生園がある。昭和十二年末收容人員は百九十八名である。

三、特殊教育 盲啞者の教育機關として京城府新橋町に濟生院盲啞部がある、其の教育は普通の教育を施すの外實用方面に重きを置き盲生には鍼灸及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。

昭和十三年四月一日末現在生徒は百七十八名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

四、其の他兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所八箇所、母子保護施設三箇所がある。

救療機關

總督府の施設としては全羅南道小鹿島に癩療養所（小鹿島更生園）があり、道の施設としては各道廳所在地（京畿道・慶尙南道を除く）及仁川・水原・開城・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晉州・馬

山・沙里院・鎮南浦・安州・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎮・北青・城津・會寧の各地に道立醫院があり、尙前記水原道立醫院は利川・安城出張所を、清州醫院は忠州分院を設けて醫院同様の救療をなして居る。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は各醫院を通じ昭和十一年度には患者總數延百七十五萬八千八百二十二人、之が治療日數は延二百七十九萬七百八十八日、昭和十二年度には患者總數延百九十二萬七千六百六人、之が治療日數は延三百八萬一千四百九十三日を算する狀況である。

而して治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが前記の中施療患者は昭和十一年度には延人員十八萬四千三百四十七人、此の治療延日數は三十六萬八千九百七十八日、昭和十二年度には延人員十五萬八千九百三十六人、此の治療延日數は三十九萬六千七百五日を算して居る。

ロ、助産婦・看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・大邱・平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居るが卒業者の多數は官公私立醫院等に就職して何れも相當の信頼を受けつゝある。

入學者の資格は小學校卒業程度とし教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八

萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立して同年十月から窮民の救療を實施したが、各道及府邑面に於ても本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關のない地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を増置して其の充實を圖りたり。而して之が内容藥品は毎年更新補充を爲すこととなした。醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさせ、尙右救療箱及診療券にて治療するこゝの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交付して徹底的に治療せしめて居る。

而して本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが十年度からは全額を國庫より支出することになり十一萬圓を以て實施して居る。事業開始以來救療延人員は一千三百萬餘人の多きに達して居り、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく聖恩の鴻大なるに感激しつゝあるのである。

社會教化

一、地方改良

イ 優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績が優良であつて他の模範となるものを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付してゐるが昭和二年

度より同十二年度までに四百二十團體を助成した。

ロ 勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・吠・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事させ、又冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節約して之を貯蓄せしめたが効果は見るべきものがある。

ハ 篤志者の表彰 大正三年以降面長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良で他の模範となる者及産業・土木・教育・救済其の他公共事業に功勞があつて地方の儀表たるに足る篤行者に就いて、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資してゐる。

二、郷校財産

郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成つてをり、公共的性質を有してゐる殆ど不動産である。現行の郷校財産管理規程は専ら文廟の維持に社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむることになつてゐるが其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽いて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

三、社會教化

イ 心田開發運動 民衆教化の基調を物心兩方面に置き農山漁村に於ける經濟更生運動に多大の努力を拂ひつゝある一方精神方面の指導にも意を用ひ、次々の設施を講じ來れるが更に宗教を振起して

民衆に信仰心を培養せしむることとし之が具體策樹立のため從來宗教家・教育家・教化事業關係者を招致して屢々の意見の交換を行ひ一方宗教家の巡回講演並にラヂオ放送等を行ひたるが、昭和十一年一月三十日附を以て此の心田開發施設に關する政務總監通牒を發し、その根本精神を示し、次で三月、之が徹底を圖るべく、パンフレット「心田の開發」刊行數萬部を廣く頒布せり。

ロ 青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約三千四十七、團員數約十二萬八千九百八十四人であつて、内地人團體約百三十、團員數約三千九百人、朝鮮人團體約二千七百四十、團員數約十一萬二千人、内鮮人合同團體約百七十、團員數約一萬三千百人である。内地人側青年團體は其の形式、事業、目的等内地の青年團と擇ぶ所なしと雖、朝鮮人側のものに在つては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るゝもの多し。斯くては青年團體本來の使命に副はないのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金交付の途を開いた。昭和十二年度迄に助成金を交付したものは五百五十四團體である。

次に少年層に對しては少年團健兒教育法によつて社會訓練並に内鮮融和の素地を培養することとし之が教育指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指

導者實修所を開設し來れるが昭和十三年度に於ても七月右指導者實修所を金剛山に開設して實修を行ひ六五名の修了者を出し（主として學校關係者）少年指導に資する所あり、すでに昭和七年來此の實修を修了せる者三百六十八名に及んで居る、本府としては將來此の教育運動に對して可及的助長を圖る方針である。

ハ 青年訓練所 朝鮮に於て青年訓練所規程を發布したるは昭和四年十月なるが其の後漸次各地に訓練所設立せられ堅實なる發達を遂げつゝあり、昭和十三年關係規程を改正して、其の内容を青年學校と同様ならしめ、大に其の充實向上を期して居るが、現在公立訓練所八五、私立訓練所一二、合計九七にして職員數七一八、生徒數四、九九三、其の中朝鮮人生徒二、五三四なり、尙昭和十二年度經費は公立は八一、八五九圓、私立は一二、〇七七圓、計九三、九三六圓である。

ニ 巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風改善・勤儉貯蓄の奨励・民力涵養等に資して居るが、支那事變發生と共に、一般民衆に對し特に時局の認識、帝國の方針等を認識徹底せしめ、内鮮民一致團結して難局の克服打開に邁進すべく覺悟を新にせしむる目的を以て、内鮮知名の有力者多數を囑託して、數次巡回講演を爲さしめ多大の効果を收めつゝある。

ホ 郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學鴻儒の力に依つて廣く行はれた郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものであるが、民風改善・相互扶助等を目的とするもので

よく一般の人心を支配し、效果尠なからざるものがあつたのに鑑み、其の精神を復興助成し、時代に即したる機構として之が普及を奨励することに努めた。而して今地方に行はれて居る改良團體、振興團體は殆ど郷約精神を基調とせるものである。

ヘ 婦人の教養施設奨励 青少年の教化、生活改善等は一家の主婦である婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ充分ならざるものがあるので、其の教養施設の普及奨励を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期することに同時に、彼等の自覺を喚起する事に努めて居る。而して優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることに努めた。昭和十二年度迄に助成金を交付せるものは四百十六團體である。

ト パンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布して居る。昭和十二年度に於けるパンフレットの刊行は十二種類十七萬部に於て各方面に廣く配布した。

チ 活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、産業・教育・社會事業等の一斑を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光文物其他模範すべき事物を映畫に依つて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信頼の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるのであるが、映畫は教化方面に最も有

四、生活の刷新

效の施設であるので益々此の方面に利用することに努めてゐる。

イ 生活の簡易化 刻下の非常時局に處して生活の刷新を圖るに、先づその基調となるものは、生活様式の簡易化である。依つて本府に於ては、衣は色服、食は簡單團欒、住は清潔いふことを以て之が基準様式を爲し、之を地方に示して實行の徹底を期して居るが、效果促進のため社會教化諸團體、婦人團體等を動員して或は冊子リーフレットの刊行頒布、或は巡回講演、座談會等を実施して居る外、國民精神總動員朝鮮聯盟も本運動に乗出し非常時生活改善基準を制定普く之が實行を促した結果社會各層の民衆は、漸次覺醒自戒し、一面時局の影響によつて、本施設の實效は著々として舉りつゝある。

ロ 儀禮準則の發布 朝鮮は古來禮の國である、而して特に冠婚葬祭の四禮は人生の最も尊重すべき禮とされて居る。冠禮は近時廢れて來たが、婚葬祭の三禮は、依然として昔ながらの形式を踏襲し其の執行には社會的に頗る煩瑣な約束があつて、其の間諸種の弊害が生じ、加之一回の儀禮執行のため莫大の費をかけ、之がため倒産する者もあるといふ始末である。依つて本府に於ては、之が弊累打破の目的を以て、舊慣を査覈し社會の要求を考量し、時勢に稽へ民度に照し、形式を簡素にして精神に重きを置き、最も適切と認むる婚葬祭三禮の基準を示す爲め、昭和九年十一月十日國民精神作興に關する詔書換發の日をトして、儀禮準則を發布し、同時に總督より諭告を發し、又講師を

地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の普及に努めたが、一般民衆も亦久しく待望して居た所であるから、大に之を歡迎し實行しつゝある狀況である。

ハ 色服の奨励 従來朝鮮民衆は一般に白衣を好み、四季を通じて之を着用するの風があり、爲に汚損の度甚しく、之が洗濯裁縫に多大の勞力と時間と經費とを浪費して居る。斯くては民衆の經濟更生上將又主婦の教養上にも影響する所大なるを以て、昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用するやう、或は冊子を印刷配布し、或は共同染色所を設け、或は工業試験場と連絡を保ち優良確實の染料には同場の封緘を用ひしめ、又婦人問題研究會をして四季に於ける着衣の標準色を調査せしめて之を普及する等、之が奨励を圖りたる結果近來著しく色服の普及を見つゝあるのみならず、民衆は衣服の色彩に對し多大の關心をもつに至つた。

五、國民精神總動員運動

支那事變に依る長期戰對處のため、國民精神を總動員して、時局認識を深化し、益々國民精神を強化して、事變終結に至るまで如何なる難局に遭遇するも常に堅忍持久以て國家的大使命の達成に邁すべく茲に半島民衆の總意より成ら強力なる統制機關創設の必要を認めつゝあつたが、昭和十三年七月七日遂に國民精神總動員朝鮮聯盟の結成を見るに至り、次いで地方聯盟が續々組織せられ、道聯盟十三の外、府聯盟十七、郡島聯盟二〇二、邑面聯盟二、一五一、町洞里部落聯盟三五、五二四に達したが、其の末梢に於ける活動分子として、凡そ十戸を單位とする愛國班一六九、二五〇の結成を見、内鮮人

一體となり眞に國民精神總動員の大運動に邁進するこゝとなつたのである。同聯盟に於ては九大綱領並に二十一要目を制定し之が實行に萬全を期して居る。

六、體・育

國民體力の向上に活動力の増進は、國家興隆の源泉である。特に青少年に對し體育運動を獎勵して、明朗快活、而も質實剛健なる氣象を、不屈不撓の精神を鍊成するこゝは、總て國民精神を涵養する所にして、國民教養の中軸である。朝鮮に於ける體育運動は、學校教育の進展に伴ひ、學生生徒兒童の間には、近時大いに發達を呈して來たけれども、一般青年層にありては、今猶極めて幼稚であり、其の他の民衆に至つては殆んど、無理解の現狀である。之は一面教育が普及して居ない爲であるが、又一面體育運動の獎勵機關が、未だ發達して居ないからでもある。そこで本府に於ては、朝鮮體育協會を中心として、各道體育協會及各種體育運動團體を統制して、組織内容の充實を、事業の振興を指導助長し、且補助金を下付して、之が發達を獎勵し、又朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、各種體育運動競技會の開催、並に各方面の競技會に参加するもの、指導統制に任じ、更にラヂオ體操の會を組織せしめ、中央及地方に連絡提携して、一般民衆の體育運動を獎勵するに共に、之に關する理解を深め、趣味の涵養に努め、更に都會地に於ける青少年に對しては、其の環境職業娛樂等、生活の態様に鑑み、特に體育運動を強調する等、各種の施設を講じて體育運動に依る、國民身體の健康、活動力との増進に努めて居る。尙近時内地にありては青年の體力低下の兆あり、朝鮮にありては青年の

身體は均整を缺き動もすれば體力亦低下するやに見ゆるを以て、今後は既設體育運動機關の組織内容並に指導獎勵の方法等に付き、一大刷新を加ふるに共に、新に指導機關の擴大を圖り、大いに之が獎勵に努め、國民體力の向上に活動力の増進を、一層旺ならしむることを企圖して居る。

(1) 社會體育運動團體指導統制概況

各種社會一般體育運動團體を統轄助成し、之が健全なる普及發達を期し、國民精神の昂揚に任せしむる爲に、朝鮮體育協會をして、之に當らしめつゝあるが之が統制下の諸團體左の如し。

- 1、各道體育協會
- 2、全朝鮮陸上競技協會
- 3、朝鮮水上競技聯盟
- 4、朝鮮排球協會
- 5、朝鮮水上競技聯盟
- 6、大日本籠球協會朝鮮支部
- 7、朝鮮卓球協會
- 8、朝鮮漕艇協會
- 9、朝鮮軟式庭球聯盟
- 10、朝鮮庭球聯盟

- 11、全朝鮮軟式野球聯盟
- 12、朝鮮蹴球協會
- 13、全鮮相撲協會
- 14、全朝鮮體操聯盟
- 15、朝鮮神宮奉贊馬術會
- 16、全鮮重量舉聯盟
- 17、朝鮮航空聯盟
- 18、朝鮮自轉車競技聯盟
- 19、全朝鮮拳闘聯盟

(2) 朝鮮神宮奉贊體育大會狀況

朝鮮に於ける運動競技は、朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、今日の隆盛を見るに至れるは、世の周知するところにして、大正十四年以來毎年開催して今日に至り、今や各般の運動競技も、國民體育の眞義に徹底しつつある良好なる景況にあり、昨年度の参加者數左表の如し。

第十三回朝鮮神宮奉贊體育大會参加者數調(昭和十二年)

- 陸上競技六一七 排球三四五 籠球三二四 ラグビー蹴球二六三 蹴球三二一 野球二四六 軟式野球一〇四 硬式庭球四五 軟式庭球五六〇 卓球三一二 相撲八九 漕艇八三 重量舉二六

水上一〇二 水上二五七 合計 三、六九四名

以上参加人員合計三、六九四名は、何れも各道毎に豫選會を通過し、参加資格を得たるもの耳なれば、此の大會を中心として、全鮮に活躍する人員は、數萬に及ぶと言ふも過言なからん。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるのを以て其の目的を爲し、曩に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より約一萬餘圓を補助することとした。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士を爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持、人心の啓發に努めてゐる。

明 倫 學 院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するのを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産寄附金を以て維持することとし、同年五月開院し

た。本院は修業年限を三年とし、必要に応じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することとした。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡する。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託してゐる。

圖書館

圖書館は社會教育上最も重要な機關であるので、本府に於ては從來之が實現に努めて來たのであるが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手したが速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始した。尙この外各道に互り公私設の圖書館四十六あり、以上全部の藏書數は五十四萬三千九百六十冊にして（昭和十二年度）その閱覽者は昭和十二年度には百八十九萬三千六百六十七人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齎す效果少くないと信ずる。

尙總督府圖書館に於ては將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期するに共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講習講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。

五 軍事援護事業

從來朝鮮に於ける軍事援護事業の對象は極めて尠く、昭和十一年度の扶助戸數は僅かに九戸、員數二十九人、扶助年額千九百十四圓に過ぎない状態であつたが、昭和十二年七月支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び是等の家族中には扶助を要する者尠くなく、尙事變の擴大に伴ひ多數の傷痍軍人並に戰傷病死軍人を生じ其の遺家族數も漸次増加するに至つたので、總督府は努めて内地の軍人援護方策に呼應して各種の優遇保護の方途を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期し今日に至つたのであるが其の概況は左の如くである。

軍事扶助

入營應召軍人の家庭に付其の生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し又軍事扶助法には該當しないが事實扶助の必要ある者、及び軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努め來つて居るが、昭和十三年十月現在扶助を受けつゝある者六百十六戸、千五百七十三人であつて扶助費は月額一萬八千二百五十三圓に達して居る。

職業上の保護

入營應召者の職業保障に付ては全鮮の當該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を慫慂するに共に本法に該當せざる雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除除せる場合は努めて原職に復歸せしむるやう指導して居る、其の他の歸郷軍人に對しても軍部と連繫して就職の斡旋に努め又入營應召人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る、是等軍人及遺家族の職業の保護に萬然を期する爲め特に職業紹介機關專任職員を配置して輔導斡旋の任に當らしめて居る。

傷痍軍人の保護

身を挺して皇國に獻げたる傷痍軍人に對しては官民舉つて感謝の至情を致し、是等勇士が郷里にありては一層至誠奉公克く國民の儀表たるの自分を盡すに遺憾なきを期する爲總督府にては各種保護對策に勵めて居る。其の主なるものを擧ぐれば醫療保護と職業再教育であるが、醫療保護としては官公私立病院に委託して療養せしむることとし、又職業再教育に付ては既に陸軍病院入院中より、其の傷痍の箇所程度に應じ各自に適合する教育を施して居る。

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人の子弟にして學資乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては中等學校・高等小學校・實業補習學校等夫々其の實狀に即し一定の學資を給與し勉學の途を講じつゝあるの外又小學校・高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職

人等の徒弟として之が職業輔導をなすことになつて居る。



教化竝に教養

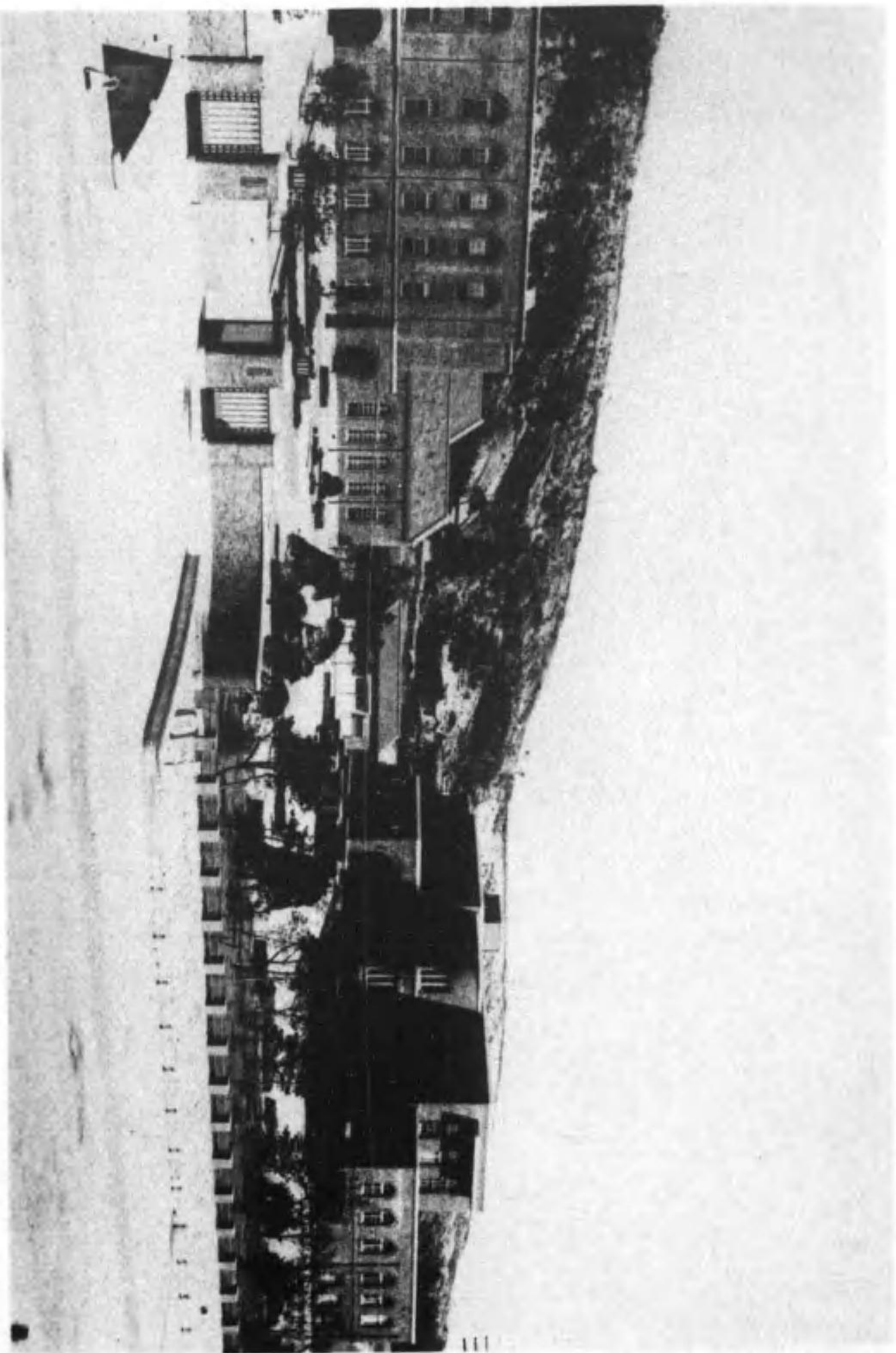
皇國に報じたる軍人竝に其の遺家族に對しては一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむること緊要なるに付差當り毎年定期に感謝週間を實施し軍人竝に軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外戦歿の狀況を調査し國民教化の郷土資料をなし國民の教化に努めつゝあり、其の他傷痍軍人、歸郷軍人竝に軍人遺家族に對しては之が優遇保護に付最善の努力を拂ふこと共に一面に於ては常に相互修養を勸め國家の恩遇に忤れず益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽を矜持して保持せしむるやう教養に努めて居る。

軍事援護相談機關の設置

傷痍軍人竝に出征又は應召軍人遺家族の家業經營維持、紛議の調停其の他身上及家事全般に關する相談指導に當るために應じ、道・府・郡・島中必要なる箇所相談所を設置しつゝありて、代表者を道知事・府尹・郡守・島司とし之に關係職員並警察官・軍事後援聯盟關係者・軍部關係者・在郷軍人裁判所關係者・其の他辯護士・醫師・金融機關及地方有力者等を參與に委嘱し、既に實施されたるもの合計二三箇所達して居る。

軍事後援聯盟

昨夏支那事變勃發するや、時局の重大性に鑑み、直ちに中央に朝鮮軍事後援聯盟を又地方には道・府・郡・島軍事後援聯盟を夫々結成したのであるが、時局に對する認識の普及徹底せらるゝに伴ひ、愛國の熱情澎湃して全半島に漲り關係愛國團體は一齋に参加し、中央、地方相呼應して一糸亂れざる聯繫統制の下に關係當局を提携し皇軍援護思想の普及徹底、皇軍の送迎並に接待、出征、應召軍人遺家族の慰問、同遺家族慰安會、傷痍軍人の慰問、現役將兵の慰問、戦死者遺家族に對する弔慰金贈呈、花環及供物の供進、公費扶助金の立替、公費扶助者の生活費補給、醫療、助産、生業資金の貸付又は給與、公費に依り難き被扶助者の生活費補給其の他あらゆる方面に互り援護の萬全を期しつゝありて昨夏事變發生以來本年八月に至る間の事業費は合計九十二萬三千八百四十圓に達して居る。



京 城 帝 國 大 學

志願兵を收容する

陸軍豫備訓練所

廿萬餘圓を豫算に計上

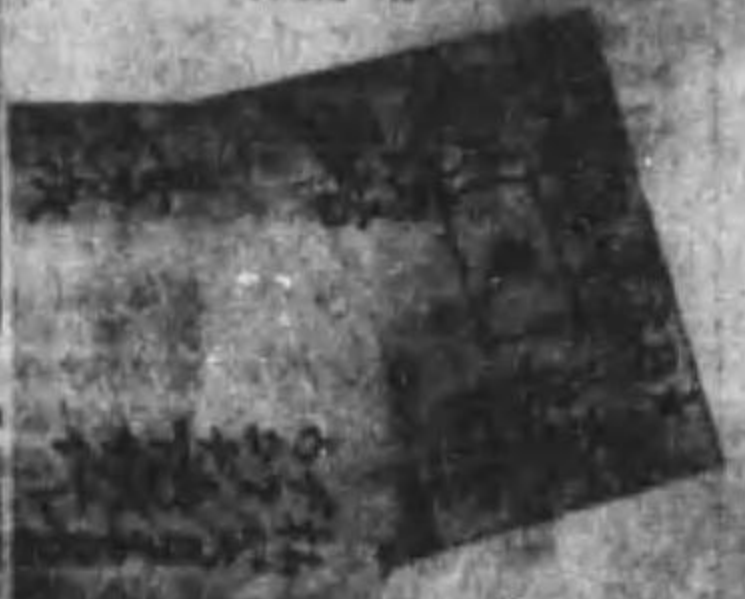
京城近郊に新設

陸軍省は京城近郊に志願兵を收容する為、陸軍豫備訓練所を新設するに決した。この訓練所は、京城近郊の... 地方に設けられ、面積は約十萬坪に達する。...

血書して志願

十八歳の精進

十八歳の精進、血書して志願。...



けい四名

けい四名、...

寒中に春雨

寒中に春雨、...

三月の氣象

三月の氣象、...



第四回合同告別式

第四回合同告別式、...

事記聞新るす關に制兵願志

本府



六 教 育

朝鮮に於ける教育は従來内地人ニ朝鮮人ニ付其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、大正十一年普通教育に付てのみ國語を常用する者(主として内地人)ニ國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分ち其の他の實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては總て内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至つた。而して普通教育に在りても特別の事情ある場合は内鮮人相互に入學し得るの途を開いた然し半島の實情ニ時勢の進運ニ鑑み、昭和十三年普通教育に付ても内鮮人に依る教育機關の區別を撤廢せらるゝに至り、朝鮮に於ける教育は殆んど全く制度上内地に於ける教育に比較し何等の差等なきこととなつた。

普 通 教 育

従來國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし其の後各地の學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達した。而して其の前年統監府は小學校規則を發布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を發布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者の普

通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育に何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略内地に同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認むることとして居たのである。又國語を常用せざる者の教育としては古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし京城に成均館及四學があつて一國の最高學府とし、各府郡に郷校、各所に書堂があつて教育の機關を爲されて居つた。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したが、此等は悉く日本の制度を模倣したものであつて、當時の民度に適合しなかつたのみならず、其の運用亦宜きを得なかつた爲め見るに足るやうな効果はなかつた既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府が開かるるや其の指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に互りて制度の改革を行つたが、教育事業は國家百年の大計であるが故に、時勢の趨向、民度の實際を考慮して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を發布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行つたが、時勢の進歩に向學心の旺盛さは再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一

年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に互りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至つた。然し乍ら内地人朝鮮人は風俗習慣自ら其の趣を異にするものがあるからして、國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其の他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖つた結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎなかつたが昭和十二年には二千六百一校に上り、九十萬一千八百八十二人の生徒を有するに至つた。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられた臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめたが、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に大正九年十一月朝鮮學校費令の制定施行を見たのである。此の外初等普通教育機關の普及を補足する目的を以て昭和九年度より新に簡易學校の制度を設け之を公立普通學校に附設せしめて簡易卑近なる程度に於て修身・國語及朝鮮語・算術・職業等を授け來つた。

然しながら朝鮮の實情は諸般の事情に於て舊時の面目を一新するものあるに至り一面内外の情勢は一層皇國臣民育成の方途を強化するの緊切なるものあるに至つたので昭和十三年三月朝鮮教育令を改正し

て普通教育に於ける國語を常用する者も然らざる者もに付教育機關を區別したる制度を廢止し兩者孰れも小學校令、中等學校令及高等女學校令に依る教育を施すことに改められ之と共に小學校規程、中學校規程、高等學校規程には全面的改新を加へ内鮮人に依る課程上の差異は全く設けざることをし國體明徴、内鮮一體、忍苦鍛鍊の朝鮮教育三大綱領に則り眞に皇國臣民の本質に徹せしむべき教育を施すこととなつた。

學 校 別	學 校 數	職 員 數	兒 童 又 は 生 徒 數		計
			内 地 人	朝 鮮 人	
官 立 小 學 校	八	七二	六〇七	二四六三	三〇七〇
公 立 小 學 校	三〇〇六	一四、九四二	八七、三四九	八六〇、七五五	九四八、一〇〇
私 立 小 學 校	九二	六三五	—	三九、七九三	三九、七九三
公立小學校附設簡易學校	九七	九四六	—	六〇、〇七七	六〇、〇七七
公 立 中 學 校	三三	六五八	七、四八八	九、二二二	一六、七〇〇
私 立 中 學 校	二一	三二六	—	六、七〇七	六、七〇七
公立高等女學校	四〇	五四四	一〇、七〇三	三、五二三	一四、二二六
私立高等女學校	二一	一九七	六、五	四、三二一	一〇、八二六

備考 公立小學校朝鮮人兒童數欄中×印は外國人にして外書とす。

書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したが、其の數各道に互つて頗る多く、遽に廢止することが不可能な事

情があるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十二年五月末書堂數五千九百四十四、教員數六千五百四十三人、生徒數十六萬九千九百九十九人である。

幼稚園 幼稚園は昭和十二年五月末に於ける公私立併せて園數三百三十三、兒童數一萬九千九百九十八人である。

實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等があり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定はなかつたが、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとした。

近來普通教育の普及に伴つて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新

教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所はない。

(昭和十二年五月末現在)

種別	學校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	三二二	一、二九二
公立專門學校	二	七〇	五七〇
私立專門學校	八	三一八	二、三九〇
官立實業學校	一	三四	二三八
公立農業(農林・農畜)學校	三四	四二六	七、五一〇
公立商業(商工)學校	一七	三一五	六、四八一
私立商業學校	八	一四二	三、七〇二
公立水産學校	三	四一	二三二
公立職業學校	六	八三	一、三一六
私立職業學校	三	四三	八四四
公立實業補習學校	一六	四八九	五、六五九
私立實業補習學校	九	四一	六六六

大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととな

り、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設したが、昭和九年度よりは内地高等學校同様其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、各學部に於ては其の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究をも爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を爲し、大に其の特色を發揮せんとしてゐる。
昭和十二年五月末大學職員六百三十四人、學生五百十六人、豫科職員五十六人、生徒四百六十一人である。

師範教育

師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定である。昭和四年四月其の制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。尙昭和十年

四月新に京城女子師範學校、昭和十一年四月に全州師範學校、昭和十二年四月に咸興師範學校、昭和十三年四月に光州師範學校及公州女子師範學校の設立を見、昭和十三年五月末では即ち官立師範學校八、職員二百十五人、生徒四千九百五十九人を算する。

在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は七千五百八十九名（昭和十二年十月一日現在）であつて、之を地方別にすれば、東京在學者五千七百三十四名、地方在學者一千八百五十五名で、之等學生中最も多數を占むるのは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學専門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者である。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたが、大正九年十一月に従前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を擧げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとした。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめたが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたのである。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へてゐる。

朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第十七回展覽會は昭和十三年六月京城に於て開催し出品總數一千五百五十二點に達し、中入選東洋畫四十三點西洋畫百三十八點、工藝品七十三點、彫塑十六點を出し、會期中觀覽者總數三萬二千五百五十一人に及んだ。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

陸軍特別志願兵令施行

陸軍特別志願兵令の勅令は、昭和十三年三月發布、朝鮮には該令が同年四月に施行された。これは、支那事變に際して、半島同胞が、おしなべて、眞摯なる愛國の赤誠を披瀝したことが天人に通じた、その賜であつて、朝鮮統治上劃期的な舉措である。

總督府では該令の施行を見るや、直ちに採用人員四百名の募集に着手したが、鮮内はいふに及ばず、鮮外各地の半島同胞の志願者が殺到し、その數は約三千名に達した。仍て、總督府では、その志願者の中から四百名を厳選し、先づその四百名のうちから、二百餘名を前期生として採用、京城府外楊州郡蘆海面孔德里に『朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所』を新設して、この六月に右前期生二百餘名を入所せしめ嚴格な規律の下に、眞個の皇國臣民として、將又、世界に比なき帝國軍人の一員としての育成に努めること六箇月、十一月末には彼等訓練所生徒を晴れの第一期卒業生として出した。

七 財政及經濟

財 政

歲計 韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、鋭意刷新を圖つたけれども、積弊の致す所容易に掃清するこゝが出来ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出が著しく増加の傾向を來たして、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すこゝが出来なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計が千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬこゝにしたけれども、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、

同十四年度及昭和元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度同四年度同五年度及昭和六年度に於ては各千五百萬圓、昭和七年度及昭和八年度に於ては千二百五十萬圓、昭和九年度に於ては千二百八十二萬五千六百十圓、昭和十年度に於ては千二百八十二萬五千八百二十二圓、昭和十一年度に於ては千二百九十一萬八千七百七圓、昭和十二年度に於ては千二百九十一萬三千九百六十六圓、昭和十三年度に於ては千二百九十萬九千九百十五圓の補充を受くるに至つた。

朝鮮總督府特別會計歲入歲出

年 度	入			出		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和四年度	一九五、九七五、〇〇三	五〇、八七七、八四〇	二四六、八五二、八四三	一七六、五五八、六四四	七〇、二九四、一九九	二四六、八五三、八四三
同 五年度	二〇一、〇五七、五五〇	五七、六七二、四三三	二五八、七三〇、九八三	一八六、六七二、八二七	五三、〇五八、九五六	二五九、七三二、七八三
同 六年度	二〇六、三三一、五七七	三三、六〇三、〇〇〇	二四〇、九三三、六七七	一八六、六三八、四八三	五三、二九五、一三四	二三八、九三三、六二七
同 七年度	一七九、五五六、九八八	四〇、五三三、六六九	二二〇、一〇〇、六五七	一六四、三六四、八〇六	五五、八五五、八二一	二二〇、一〇〇、六五七
同 八年度	一八四、四七一、五七六	四七、四五五、七七一	二三二、〇二七、三五四	一七〇、〇九七、二九六	六一、九二九、六五三	二三二、〇二七、三五四
同 九年度	三三、五八八、三三八	五六、六九六、三四	九〇、二八四、四四二	一九五、三三三、三三九	九、二七九、三三三	二〇四、五六六、六七二
同 十年度	三四、四六三、四三七	四九、八〇三、九七	八四、二六七、四四四	二二〇、九一、〇七〇	九、二七六、三四四	二二九、一八三、四一四
同 十一年度	二六、九八、九四一	五九、六五六、四四九	八六、六五五、三九〇	三三四、四九、八七一	九五、三三三、五二九	一八二、〇〇〇、九一九
同 十二年度	三四、四六六、五九一	一〇三、二〇七、七七三	一三七、六七三、三六四	二六六、四五三、八四〇	一九、六六九、九四一	一八六、三二四、九八一

同 十三年度 三六四、三四三、三二五 一五四、六七二、八五五 五二八、九一五、〇八〇 三九〇、一九、〇三三 三二八、七二六、九九五 五二八、九一五、〇八〇

國債 明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開発に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法が公布されたのである。而して之が整理に關しては前記公債法にて、同時に朝鮮事業公債金特別會計法が公布され、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法が公布され、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後事業の進捗、計畫の變更に伴ひ八億四千五百五十萬圓に増大したのである。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つる様になつたのである。

租税 租税は内國税・關稅・噸稅・出港税に分けて述べる。

内國税 所得稅 本税は朝鮮所得稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては(一)朝鮮に資産又は營業を有するにき(二)朝鮮に於て

公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋殖産株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託利益の支拂を受けるにき

(三)朝鮮に本店を有する法人から利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を

有する給與を受けるべき(四)朝鮮に於て一時恩給又は之に類する退職給與の支拂を受けるべきの各號の所得に付本税を賦課するものであつて、第一種所得税第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は(一)朝鮮に本店又は主なる事務所を有する法人の所得(二)所得税法施行地、臺灣・樺太・關東州又は南洋群島以外に本店又は主なる事務所を有する法人であつて朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の税率に依つて其の法人に之を賦課する。但し當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り括弧内税率との差増額に相當する税額を増徴する。

本税の昭和十三年度に於ける収入豫算額は五百十三萬九千七百九十七圓である。

甲、普通所得 百分の五(事變特別税百分の十二・二五)

朝鮮に本店を有する法人 百分の八(事變特別税百分の十六・五)

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し遞次に各税率を適用する。

普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を

以て算出した金額を超える金額

百分の四(事變特別税百分の四・四)

同百分の二十の割合を以て算出した金額を超える金額

百分の十(事變特別税百分の十一)

同百分の三十の割合を以て算出した金額を超える金額

百分の二十(事變特別税百分の二十二)

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く區分し各税率を適用する。

積立金又は本令に依り所得税を課せられない所得から

成る金額百分の三(事變特別税百分の五・二)其他の金額百分の八(事變特別税百分の十六・五)

第二種所得税は(甲)朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社)の預金を含む

の利子又は貸付信託の利益(乙)税令第一條の規定に該當しない者の朝鮮の本店を有する法人から受

ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與(丙)朝鮮に於て支

拂を受ける一時恩給又は之に類する退職給與に付左の税率に依り之を賦課する、但し甲及乙の所得に

對しては當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り下段の通り課税標準を區分の上括弧内税率に依り賦課

する。其の昭和十三年度に於ける収入豫算額は百二十二萬三千五百圓である。

甲 國債の利子 百分の一

國債の利子 利率年四分以下のもの (百分の一)

利率年四分を超ゆるもの (百分の一・三)

國債以外の公債の利子 百分の二

國債以外の公債の利子 利率年四分五厘以下のもの (百分の二・二)

利率年四分五厘を超ゆるもの (百分の二・六)

社債の利子

利率年四分五厘以下のもの (百分の三・三)
利率年四分五厘を超えるもの (百分の三・九)

其の他 百分の三
百分の五
百分の三
百分の六
百分の十四
百分の二十
(百分の三・三)
(百分の三・三)
(百分の六・五)

乙、二萬圓以下の金額 百分の三
二萬圓を超える金額 百分の六
十萬圓を超える金額 百分の十四
五十萬圓を超える金額 百分の二十

第三種所得税は第二種に屬しない個人の所得に付左に掲げる税率に依つて之を賦課する、但し所得千二百圓以上の者に對しては當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り括弧内税率との差増額に相當する税額を増徴する本税の昭和十三年度に於ける收入豫算額は一千十八萬二千八百八十圓である。

所得金額	税率	支那事變に依る税率	所得金額	税率	支那事變に依る税率
八百圓以下の金額	百分の〇・三(百分の〇・四)		五千圓を超える金額	百分の三・五(百分の四)	
八百圓を超える金額	百分の〇・四(百分の〇・五)		七千圓を超える金額	百分の四・五(百分の五・五)	
千圓を超える金額	百分の〇・六(百分の〇・八)		一萬圓を超える金額	百分の五・五(百分の七)	
千二百圓を超える金額	百分の一・〇(百分の一・三)		一萬五千圓を超える金額	百分の六・五(百分の八・五)	
千五百圓を超える金額	百分の一・五(百分の二)		二萬圓を超える金額	百分の八・〇(百分の十)	
二千圓を超える金額	百分の二・〇(百分の二・五)		三萬圓を超える金額	百分の九・五(百分の十二)	
三千圓を超える金額	百分の二・五(百分の三)		五萬圓を超える金額	百分の十一(百分の十四)	

七萬圓を超える金額	百分の十三(百分の十六)	百萬圓を超える金額	百分の二十一(百分の二十七)
十萬圓を超える金額	百分の十五(百分の十九)	二百萬圓を超える金額	百分の二十三(百分の二十九)
二十萬圓を超える金額	百分の十七(百分の二十二)	三百萬圓を超える金額	百分の二十五(百分の三十二)
五十萬圓を超える金額	百分の十九(百分の二十四)	四百萬圓を超える金額	百分の二十七(百分の三十四)

備考 一時恩給及之に類する退職給與及山林の所得及其他の所得と之を区分し前者に對しては支拂者を異にする金額毎に第二種丙の税率を適用して算出したる金額を以つて其の税額とし後者は其の所得を五分したる金額に對し右の税率を適用して算出したる金額を五倍したるものを以つて其の税額とする。

【減免規定】

支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對しては昭和十二年制令第十七號の定むる處により概略左記の通り減免せられる。

記

- 一、所得金額決定後出征したる軍人及軍屬に付ては俸給及手当の所得額を從軍中の俸給及手当を算入せざるものに依り其の所得金額を更訂する。
- 二、所得金額決定後召集に應じ從軍したる軍人に付ては税令第十五條第一項第五號の所得額を從軍中の俸給及手当を算入せざるものに依り更訂する。
- 三、所得金額三千圓(同居の戸主及家族の所得を合算したるものに依る)以下の者召集に因り營業の所得額四分の一以上を減少したるときは其の所得額を更訂する(同居の戸主又は家族中に應召軍人あり)

四、出征軍人及軍屬並に應召軍人戦死したるときは所得税額中戦死の日以後に納期の終了する各納期の税額は之を免除す但し所得金額三千圓(同居の戸主及家族の所得を合算したる更訂前の金額に依る)を越ゆるものにして所得額中勤勞所得額が全所得額の二分の一を超へざるものに付ては此の限に在らず。

ロ、地稅 昭和十三年度收入豫算額は一千三百四十三萬千八百二十二圓を算し、租稅收入豫算額八千四百四十九萬四千七百二十六圓の一割強に當つてゐる。而して本稅は地稅令に依つて田(畑)畚(田)袋(宅)地・池沼・雜種地及有料借地である社寺地に、土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者)又は地上權者より徵收する。納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下であるときは第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下であるときは之を徵收しない。

【減免規定】

一、昭和十二年制令第十七號に依る減免
支那事變の爲應召したる軍人(同居の戸主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ)の納付する自作田畚の所得に著しき減少ある場合に限り其の年分の地稅に付て從軍の日以後に納期の終了する各納

期分の地稅額の二分の一を輕減す。

二、朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

當分の内自作田畚の所得が昭和十一年以前三年内の平均所得に對し二割五分以上減少したる者の納付する地稅を左記の割合に依つて輕減する。

- 減少割合が二五割分以上三割五分未満なるときは 田畚地稅額の二割
- 同 三割五分以上五割未満なるときは 田畚地稅額の三割
- 同 五割以上七割未満なるときは 田畚地稅額の四割
- 同 七割以上なるときは 田畚地稅額の五割

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員 (昭和十三年一月一日現在)

道名	區分					合計	地價	地稅	納稅人員
	田(畑)	畚(田)	袋(宅)地	池沼	雜種地				
京畿道	一七九、一三三	二〇七、八〇六	一六、〇六二	五五	二、四四三	四〇五、四〇〇	一五、五二一、六二八	一、七三六、三七四	三〇八、〇〇三
忠清北道	八四、四三〇	七、三三七	六、五二五	一七	四〇	一六三、三三〇	四六、七五九、五七六	七〇一、三四八	一六七、五九〇
忠清南道	八二、四〇六	一六、四四八	一、五九二	一七	一、八七三	一〇〇、三三八	九八、八三三、四六六	一、四九七、三三六	二三三、六〇一
全羅北道	六六、八八六	一六、四三八	一〇、五〇〇	九四	八〇七	三四六、二六七	九〇、三五九、四八三	一、三五五、五九二	二六三、七〇〇
全羅南道	三九、三〇七	二〇、三〇四	一六、六三三	九七	四、六三三	四三四、七三六	一八、六〇〇、〇〇九	一、七九一、三〇〇	四九五、七三九

道名	區分					合計	地價	地稅納稅人員
	田(畑)	畚(田)	池沼	雜種地	社寺			
慶尙北道	一七七、八三〇	一九四、六六一	一五、六七	四一	元〇	一三八、五〇〇	一、九八四、九四四	六〇一、六三三
慶尙南道	九三、五八四	一七四、四六八	一一、九二五	二六三	五、九七六	一三四、六四一	一、八九九、六三三	四六七、九八八
黃海道	四六、九四六	一三七、九〇五	二五	四、九〇〇	—	五六三、三九五	七七一、四四、五二四	一、一五七、一六七
平安南道	三三八、九五五	七六、五七四	九、〇九	一〇〇	四、一〇〇	四〇八、九四〇	元、四四、五八七	五七六、八二八
平安北道	三二一、七六八	八八、四九〇	八、八八六	六	一、二五三	四二〇、三五四	三、〇〇〇、三三三	四五三、〇〇四
江原道	三四九、〇〇六	八四、八〇五	八、七五五	二	四五八	三四三、〇一八	三、三四〇、一九〇	四六八、六〇三
咸鏡南道	三四八、九二六	五七、八六四	八、五五八	六三	二、五五二	四二七、九五四	二、三三三、三五〇	三九八、八三五
咸鏡北道	一九四、〇五三	一八、二六八	三、八二三	三	一八七	二一六、六六四	一〇、一八三、三二六	一五、七四九
合計	二、七二二、二五二	一、六四六、三三二	一、三九、八二七	一、〇七六、六九五	〇	四、五三七、八二八	九三六、八二六、五九二	一、四、〇五三、二四八、三、九一、七五九

備考 一、地稅は道別地價の合計額に稅率を乗じて算出した。
 二、段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたから合計額に於て符合しない。
 三、〇は單位未滿のものである。

八、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲げる營業を爲す者に之を賦課する。
 一 物品販賣業(動植物其の他普通に物品と稱しないもの、販賣を含む)
 二 銀行業 三 保險業 四 無盡業 五 金錢貸付業
 六 物品貸付業(動植物其の他普通に物品と稱しないもの、貸付を含む)

七 製造業(物品の加工修理を含む)
 九 運送業 十 運送取扱業 八 瓦斯供給業・電氣供給業
 (軌道業を含む) 十一 請負業 十二 倉庫業 十三 鐵道業
 其寫眞業 七 席貸業 大旅人宿業(下宿を含み木賃宿を含まず) 十五 出版業
 其料理店業 十二 周旋業 其代理業 十三 仲立業
 其問屋業 其信託業 其代埋業 其仲立業

備考 本稅の昭和十三年度に於ける收入豫算額は二百五十四萬一千二百七十九圓である、而して本稅は左の課稅標準及稅率に依つて之を課し、納期は第一期を五月一日より同月三十一日限、第二期を十一月一日より同月三十日限とする。

營業稅課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率			
		甲	乙	丙	丁
物品販賣業	賣上金額	萬分の一	萬分之二	萬分之三	萬分之四
銀行業	資本金額	萬分の一	萬分之二	萬分之三	萬分之四
保險業	資本金額	萬分の一	萬分之二	萬分之三	萬分之四
資本金	資本金額	萬分の一	萬分之二	萬分之三	萬分之四
社債及借入金	金額	萬分の一	萬分之二	萬分之三	萬分之四
預金	金額	萬分の一	萬分之二	萬分之三	萬分之四
保險料額	額	萬分の一	萬分之二	萬分之三	萬分之四

財政及經濟

無盡業	資本金額	萬分の三・五
無盡業	無盡金額	萬分の三・五
金貨付業	收入金額	千分の十二
物貨付業	收入金額	千分の七
製造業	收入金額	萬分の三
運送業・印刷業・出版業・寫眞業	收入金額	萬分の三
瓦斯供給業・電氣供給業	收入金額	萬分の三
倉庫業	收入金額	萬分の三
鐵道業	收入金額	萬分の三
請負業	請入金金額	萬分の二十
旅業・料理店業	收入金額	萬分の十三
運送業	收入金額	萬分の十三
周旋業・代理業	報入金金額	萬分の十三
仲立業・問屋業・信託業	報入金金額	萬分の十三
備考	報入金金額	千分の十

甲乙丙

一、昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲召集に應じ従軍したる軍人(同居の戸主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ)に對しては營業稅額五十圓以下の者に限り召集に因り課稅標準額四分の一以上を減少したるときは之を更訂する。

二、朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

當分の内本令により營業稅の課稅標準額が平常課稅標準額に對し二割五分以上減少したるときは左の割合により營業稅を輕減す、但し(イ)營業稅額が百圓以上なるとき(ロ)法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき(ハ)法人の營業の利益が資本金額に對し年百分の七の割合を以つて算出したる金額を越ゆるときは輕減せられぬ。

乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用する。

減免規定

減少割合が二割五分以上三割五分未満なるとき	營業稅額の二割
同 三割五分以上五割未満なるとき	同 三割
同 五割以上七割未満なるとき	同 四割
同 七割以上なるとき	同 五割

財政及經濟

九九

平常課税標準額は昭和十一年以前三年の平均課税標準額に依る但し昭和十二年一月一日より新に營業を開始したる者に對しては昭和十二年の課税標準額に依る。

ニ、資本利子税 本税は朝鮮資本利子税令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受ける者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種 公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託の利益

乙種 第三種の所得に付納税義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子

税率は資本利子金額の百分の二なるも當分の内朝鮮臨時租税増徴令に依り税率百分の三としたる場合の差増額に相當する税額を増徴する。昭和十三年度に於ける本税の收入豫算額は百十八萬五千三百五十五圓である。

ホ、法人資本税 本税は朝鮮法人資本税令に依り(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の資本(二)法人資本税法施行地・臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、朝鮮に資本を有するも其の資本に付賦課するものであつて税率は資本額の千分の一を朝鮮支那事變特別税令に依り税率千分の一・二としたる場合の差増額に相當する税額を増徴する。昭和十三年度に於ける本税の收入豫算額は八十一萬一千五百八十九圓である。

ヘ、外貨債特別税 本税は朝鮮外貨債特別税令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の外貨債利子額に賦課するので外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年五分、外貨國債以外の外貨

債に在りては利率年五分五厘に相當する金額を越ゆる金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の税額とするのである。昭和十三年度に於ける本税の收入豫算額は一千五百七十七圓である。

ト、礦税 本税は礦産税及礦區税の二者を總稱したもので、朝鮮礦業令に依り礦業權者に之を賦課し、礦産税は礦産物の價格百分の一の割合を以て課し(金・銀・鉛・鐵・砂金及砂鐵)に限り礦産税を課せざるものとする、礦區税は礦區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す)。但し礦區の分合に因る場合を除く外礦業權設定の登録のあつた月より起算して三年間は上記の半額とする。昭和十三年度に於ける本税の收入豫算額は二百十四萬六千五百三十二圓である。

【減免規定】

礦産税に付ては朝鮮臨時租税措置令に依り時局に鑑み特殊重要礦産物の増産を奨励する趣旨の下に左に掲ぐる礦物に付新に礦業權の設定せられた場合又は昭和十二年の礦物産出量を超過した場合は礦産税を免除する。

銅・鐵、亞鉛・タングステン・水銀、硫化鐵、黑鉛、ニッケル、雲母、螢石。

チ、相續税 本税は昭和九年五月に創設せられたのであるが、昭和十三年三月從來の財産所在地課税主義を改め相續開始地綜合課税主義を採ることになつたものであつて、被相續人が朝鮮に住所を有するときは相續財産の所在地の如何に拘らず總ての相續財産を綜合して課税することとしたのである。其の課税標準税率課税區分方法等は概ね内地と同じである昭和十三年度に於ける本税の收入豫算額は四十七萬五千七百七十五圓である。

〔税率〕

家督相続又は戸主相続

税

率

課税價格

家督相続であつて相続人が被相続人の家族である直系尊属であるとき、戸主相続であつて相続人が被相続人の直系卑属にして男であるとき

家督相続であつて相続人が被相続人の指定した者、民法第九百八十二條に依り選定された者、被相続人の家族である直系尊属若しは入夫であるとき、戸主相続であつて相続人が其の他の者であるとき

家督相続であつて相続人が民法第九百八十五條に依り選定された者であるとき

五千圓以下の金額	千分の五	千分の六	千分の八
五千圓を超える金額	千分の六	千分の七	千分の八
一萬圓を超える金額	千分の七	千分の八	千分の十
二萬圓を超える金額	千分の八	千分の十	千分の十五
三萬圓を超える金額	千分の十	千分の十五	千分の二十
四萬圓を超える金額	千分の十五	千分の二十	千分の二十五
五萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の三十
七萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十	千分の四十
十萬圓を超える金額	千分の三十	千分の四十	千分の五十
十五萬圓を超える金額	千分の四十	千分の五十	千分の六十
二十萬圓を超える金額	千分の五十	千分の六十	千分の七十
三十萬圓を超える金額	千分の六十	千分の七十	千分の八十
四十萬圓を超える金額	千分の七十	千分の八十	千分の百

五十萬圓を超える金額
七十萬圓を超える金額
百萬圓を超える金額
二百萬圓を超える金額
三百萬圓を超える金額
五百萬圓を超える金額

千分の八十	千分の九十	千分の百
千分の九十	千分の百	千分の百二十
千分の百	千分の百十	千分の百三十
千分の百十	千分の百二十	千分の百四十
千分の百二十	千分の百三十	千分の百五十
千分の百三十	千分の百四十	千分の百六十

遺産相続又は戸主相続を伴はない財産相続

税

率

課税價格

相続人が直系卑属であるとき

相続人が配偶者又は直系尊属であるとき

相続人が其の他の者であるとき

千圓以下の金額	千分の十	千分の十二	千分の十七
千圓を超える金額	千分の十二	千分の十四	千分の十七
五千圓を超える金額	千分の十四	千分の十七	千分の二十
一萬圓を超える金額	千分の十七	千分の二十	千分の二十五
二萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の三十五
三萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十五	千分の四十五
四萬圓を超える金額	千分の三十五	千分の四十五	千分の五十五
五萬圓を超える金額	千分の四十五	千分の五十五	千分の六十五
七萬圓を超える金額	千分の五十五	千分の六十五	千分の七十五
十萬圓を超える金額	千分の六十五	千分の七十五	千分の八十五

十五萬圓を超える金額	千分の七十五	千分の八十五	千分の百五
二十萬圓を超える金額	千分の八十五	千分の九十五	千分の百十五
三十萬圓を超える金額	千分の九十五	千分の百五	千分の百二十五
四十萬圓を超える金額	千分の百五	千分の百十五	千分の百三十五
五十萬圓を超える金額	千分の百十五	千分の百二十五	千分の百四十五
七十萬圓を超える金額	千分の百二十五	千分の百三十五	千分の百五十五
百萬圓を超える金額	千分の百三十五	千分の百四十五	千分の百六十五
二百萬圓を超える金額	千分の百五十	千分の百六十	千分の百八十
三百萬圓を超える金額	千分の百六十五	千分の百七十五	千分の百九十五
五百萬圓を超える金額	千分の百八十	千分の百九十	千分の二百十

リ、臨時利得税 本税は朝鮮臨時利得税令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の利得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては朝鮮に資産又は營業を有するべきその利得に賦課するのであつて(一)法人の利得税(二)個人の利得税に分れる。

一、法人の利得税 (イ)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の利得(ロ)臨時利得税法施行地臺灣、樺太又は關東州外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる利得に付左の稅率に依つて其の法人に之を賦課する。
本税の昭和十三年度に於ける收入豫算額は百九十八萬五千六百九圓である。

甲種利得 利得金額の百分の十七、二五

乙種利得 利得金額の百分の三十 (資本金額十萬圓以下による) (法人に限り百分の二十五)

二、個人の利得税 朝鮮營業稅令第一條に掲ぐる營業(鑛業を含む)に因る個人の利得に付左の稅率に依り之を賦課する但し營業の利益が一萬五千圓以上なる場合に於て利得金額千圓未滿なるときは營業の利益が一萬圓未滿なる場合は課せられぬ。

本税の昭和十三年度に於ける收入豫算額は六十七萬八千七百七十一圓である。

又、利益配當税 本税は朝鮮支那事變特別稅令に依り朝鮮に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に賦課し配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十に相當する金額を以て其の稅額とする。

本税の十三年度收入豫算額は十七萬五千三百三十八圓である。
ル、公債及社債利子税 本税は朝鮮支那事變特別稅令に依り朝鮮に於て支拂を受くる公債又は社債の利子に付賦課し利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十に相當する金額を以て稅額とする。
本税の十三年度收入豫算額は七萬六千八百八十二圓である。

ナ、通行税 本税は朝鮮支那事變特別稅令に依り汽車、電車及汽船の乗客に左の區別に依り賦課する。
本税の十三年度收入豫算額は百一萬七千九百二十三圓である。

五十斤未滿	一等	六錢	二等	三錢	三等	課稅セズ
五十斤以上	一等	十錢	二等	五錢	三等	二錢
百斤以上	一等	三十錢	二等	十五錢	三等	五錢
百五十斤以上	一等	六十錢	二等	三十錢	三等	十錢
三百斤以上	一等	一圓二十錢	二等	六十錢	三等	二十錢
五百斤以上	一等	一圓八十錢	二等	九十錢	三等	三十錢
八百斤以上	一等	二圓四十錢	二等	一圓二十錢	三等	四十錢

回数乗車船の契約を爲したる場合に於ては通行税は左の區別に依り賦課する。
回数二十回以下なるとき
前項税額の五倍
回数五十回以下なるとき
前項税額の十倍
回数五十回を超ゆるとき
前項税額の二十倍

定期乗車船の契約を爲したる場合に於ては通行税は左の區別に於て賦課する。
契約期間一月内なるとき
第一項税額の五倍
契約期間三月内なるとき
第一項税額の十倍
契約期間六月内なるとき
第一項税額の二十倍
契約期間六月を超ゆるとき
第一項税額の三十倍

團體乗車船の契約を爲したる場合に於ては通行税は左の區別に依り賦課する。
人員百人以下なるとき
第一項税額の五倍
人員二百人以下なるとき
第一項税額の十倍
人員二百人を超ゆるとき
第一項税額の二十倍

貸切乗車船の契約を爲したる場合に於ては通行税は左の區別に依り賦課する。

一等及二等 貸切運賃の百分の十

三等 貸切運賃の百分の五

第一項乃至第三項の通行税は十二歳未滿の乗客は其の半額とする。

ワ、入場税及特別入場税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り入場税は左に掲ぐる第一種の場所に入場する者又は第二種の場所の設備を利用する者に之を賦課する。特別入場税に付ては運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に之を賦課するもので税率は共に入場料の百分の五である。昭和十三年度收入豫算額は入場税十三萬一千二百五十圓、特別入場税五百圓である。

第一種

一、演劇、活動寫眞、演藝又は觀物（相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む）を催す場所

二、競馬場

三、博覽會場、展覽會場、遊園地及遊覽所

第二種

一、舞踏場、麻雀場、撞球場

財政及經濟

二、ゴルフ場、スケート場

カ、物品税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り左に掲ぐる物品に之を課し、第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より搬出せられたる物品の價格又は數量に應じ製造者より毎月分を翌月末日迄に徴收する。但し保税地域より引取らるゝ第一種の輸入物品及第二種又は第三種の輸移入物品に付ては引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取入より引取の際之を徴收する。税率は次の如くである。

第一種

甲類

物品の價格百分の十五

乙類

物品の價格百分の十

第二種

甲類

物品の價格百分の十五

乙類

物品の價格百分の十

第三種

一、燐寸

千本に付 五錢

二、酒類

イ 清酒、黄酒、白酒、味淋及麥酒 一石に付 四圓

ロ 燒酎 一石に付 一圓七十錢
ハ 其の他の酒類 一石に付 六圓

昭和十三年度收入豫算額は四百四十四萬一千四百八十三圓である。

品名

第一種

甲類

一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品

イ 貴石、半貴石

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリンベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トールマリリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及ヘマタイト

ロ 貴石又ハ半貴石ヲ用ヒタル製品

二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品

イ 天然眞珠及養殖眞珠

ロ 眞珠ヲ用ヒタル製品

三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品

財政及經濟

單位	課税最低限	價格
一箇		三圓
一箇又ハ一組		三圓
一箇		三圓
一箇又ハ一組		三圓

財政及經濟

一一〇

イ 貴金屬製品但シ金ペンヲ除ク	一箇又ハ一組	三圓
ロ 金側又ハ白金側ノ時計但シ金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク	一箇	三圓
ハ 金屏風及金衝立	一箇	三圓
ニ 其ノ他金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ金箔、金絲、金粉又ハ金液ヲ用ヒタルモノ及金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク	一箇又ハ一組	三圓
四 靴甲製品	一箇又ハ一組	三圓
五 珊瑚製品	一箇又ハ一組	三圓
乙類		
六 時計		
懷中時計、腕時計、置時計、掛時計及電氣時計	一箇	二十圓
七 萬年筆、金ペン及シャープペンシル		
イ 萬年筆	一箇	五圓
ロ 金ペン(軸ヲ附シタルモノヲ含ム)	一箇	三圓
ハ シャープペンシル	一箇	三圓
八 身邊用細貨類		
イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、簪、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根付及メダル	一箇又ハ一組	四圓
ロ ハンドバッグ、手提袋、財布、懷中用書狀入、名刺入、筥迫及シース	一箇	七圓

九 化粧用具

イ 化粧用刷子(頭髮用ノモノヲ含ム)、コンパクト、香水噴及白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器	一箇	四圓
ロ 化粧具匣(折疊式ノモノヲ含ム)及其ノ他ノ化粧用具セット	一箇又ハ一組	七圓
十 喫煙用具		
イ 煙管、パイプ類及同ケース	一箇又ハ一組	四圓
ロ 煙草入、灰皿及煙草セット	一箇又ハ一組	七圓
十一 帽子、杖、鞭及傘		
イ 帽子	一箇	七圓
ロ 杖及鞭	一箇	四圓
ハ 傘(ビーチパラソルヲ含ム)	一箇	九圓
十二 皮革製又ハ金屬製ノ鞆及トランク	一箇	十五圓
十三 靴及履物		
イ 靴	一足	二十五圓
(一) 長靴	一足	十五圓
(二) 其ノ他	一足	五圓
ロ 履物		
十四 書齋及骨董		
十五 室内裝飾用品		

一一一

財政及經濟

財政及經濟

十六 照明器具
置物、花器、香器、額縁、柱掛其ノ他ノ壁面裝飾用品、人形及節句飾物

十七 圍碁及將棋用具
スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブラケット、グロープ及シェード

イ 圍碁用具

(一) 碁盤

(二) 碁石

(三) 碁筒

ロ 將棋用具

(一) 將棋盤

(二) 將棋駒

十八 家具

箆筒、棚類、箱類、鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁及帽子掛

十九 漆器、陶磁器及硝子器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ但シ理化學用器、醫療用器、電氣絶緣材料及土木建築材料ヲ除ク

二十 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

二十一 毛皮又ハ毛皮製品

イ 毛皮

一一二

一箇又ハ一組

十三圓

一箇又ハ一組

七圓

一箇

十五圓

一組

七圓

一組

四圓

一箇又ハ一組

七圓

一箇又ハ一組

二十五圓

一箇

三圓

一箇又ハ一組

十圓

一箇

五圓

一箇

五圓

一箇

十五圓

一組

七圓

一箇

三圓

一箇

十圓

一箇

七圓

一箇

三圓

一箇

六圓

一箇

四圓

一箇

四圓

一箇

四圓

一箇

四圓

一箇

四圓

一箇

四圓

ロ 毛皮製品
敷物、膝掛、手套類、襟卷、被服類、被服用ノ裏、襟、袖及縁

二十二 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
イ 羽毛製品
襟 卷
一箇

二十三 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
イ 被服類
蒲團、座蒲團及クッション
一箇

二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品
ハ 手袋
一箇

イ 外套、和服用コート及羽織
襟 卷
一箇

ハ ネクタイ、手布及手袋
一箇又ハ一組

ニ 靴下及之ニ類スルモノ
一足

ホ スウェーター、肌着、下着及前各號以外ノ被服類
一箇又ハ一組

ヘ 窓掛、卓子掛、敷物及之ニ類スルモノ
一箇又ハ一組

ト イ號乃至ヘ號ニ掲グル物品ノ製造用ニ供シ得ベキ生地
一平方米

一一三

財政及經濟

第二種

甲類

- 一 寫真機、寫真引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- イ 寫真機但シ航空機用ノモノ及顯微鏡用ノモノヲ除ク
- ロ 寫真引伸機
- ハ 映寫機
- ニ 寫真機部分品及附屬品
 - レンズ(シャッター附ノモノヲ含ム)、暗函(蛇腹ノ有無ヲ別タズ)、シャッター、フィルムパックホルダー、取枠、フラインダー、三脚臺、カラーフィルター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫真機用又ハ三脚臺用ケース
- ホ 寫真引伸機部分品
 - 暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺
- ヘ、映寫機部分品及附屬品
 - コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウス、映寫機用ランプ、ヘッドマシン、映寫機用モーター、發聲裝置、フィルム巻取機、カラスクリーン及映寫機用ケース
- 二 寫真用ノ乾板、フィルム及感光紙
 - イ 寫真用乾板但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク
 - ロ 寫真用フィルム但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク
- ハ 寫真用感光紙
- 三 蓄音器及同部分品

イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置ヲ附シタルモノヲ含ム)

ロ 蓄音器部分品

蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ビクアップ、蓄音器用モーター、回轉盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針

四 蓄音器用レコード但シ六吋以下ノ紙製ノモノヲ除ク

五 樂器、同部分品及附屬品

イ 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴァイオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター、ギタローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリユート、ピッコロ、クラリネット、オーボ、バズーン、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフォーン、スザフォーン、ホルン、パイプラフォーン、木琴、鐵琴、ハーブ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛及尺八

ロ 樂器部分品及附屬品

絃樂器用ノ絃、弓又ハ撥及樂器用ケース

六 雙眼鏡及隻眼鏡

七 銃及同部分品

イ 銃

獵銃、拳銃及空氣銃

ロ 銃部分品

銃身及銃床

財政及經濟

- 八 藥莢(裝藥シタルモノヲ含ム)及彈丸但シ獵銃、拳銃又ハ空氣銃用ノモノニ限ル
- 九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
 - イ ゴルフクラブ及ゴルフボール
 - ロ ゴルフクラブノヘッド及シャフト
 - ハ ゴルフクラブ用バッグ
- 十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 十一 撞球用具
 - 撞球臺、キュー、球及チョーク
- 十二 ネオン管及同變壓器
- 十三 喫煙用ライター
- 乙類
 - 十四 ラヂオ聴取機及同部分品
 - イ ラヂオ聴取機但シ眞空管ヲ使用セザルモノ及朝鮮總督ノ指定スルモノヲ除ク
 - ロ ラヂオ聴取機部分品
 - ラヂオ聴取機匣、トランスフォーマー、チョークコイル、コンデンサー及シャシー
 - 十五 受信用眞空管及擴聲器
 - イ 受信用眞空管
 - ロ 擴聲器
 - 十六 扇風機及同部分品
 - イ 扇風機

- ロ 扇風機部分品
 - 扇風機用ノ羽根及モーター
 - 十七 暖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
 - 十八 冷蔵庫及同部分品
 - イ 冷蔵庫
 - ロ 冷蔵庫部分品
 - 冷蔵庫用冷凍機
 - 十九 金庫及鋼鐵製家具
 - イ 金庫(手提金庫ヲ含ム)
 - ロ 鋼鐵製家具
 - 二十 箆筒、棚類、箱類、机及卓子類、椅子及腰掛類
 - 二十一 乗用自動車但シ普通乗用自動車ニシテ輪距二百八十九糎ヲ超ユルモノニ限ル
 - 二十二 化粧品
 - 香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧蠟、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用ノ香水、油及煉油、整髮料、シャンプー、染毛料、養毛料、洗粉、美爪料、脱毛料及脂取料
- 第三種
- 一 樽 寸
 - 二 酒類但シ濁酒、藥酒及醸造酒タル果實酒ヲ除ク
 - 三、酒稅 本稅は酒稅令に依つて之を賦課する。昭和十三年度收入豫算額二千二百八十五萬四千三百六十三圓である。

本税令に於て酒類を稱するは酒精及酒精分一度以上を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

- 一 醸造酒 清酒・濁酒・麥酒と稱する類にして醱其の他の醱酵液より製成したるもの
 - 二 蒸餾酒 焼酎・高粱酒・酒精と稱する類にして醱其の他の醱酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸餾して製成したるもの
 - 三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨薑酒と稱する類にして醸造酒又は蒸餾酒の一種と他の醸造酒若は蒸餾酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したるもの
- 酒類を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する稅務署長の免許を受けるものとす。

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依つて酒稅を課する。

- 一 醸造酒
 - 朝鮮酒たる濁酒 一石に付 三圓四十錢
 - 朝鮮酒たる藥酒 一石に付 十圓
 - 麥酒 一石に付 十圓
 - 其の他の醸造酒 一石に付 三圓
- 二 酒精以外の蒸餾酒
 - 原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの 一石に付 三圓
 - 原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの 一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

- 原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの 一石に付 十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一個毎に八圓を加へたる金額
 - 原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの 一石に付 二十圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額
 - 原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの 一石に付 三十圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓二十錢を加へたる金額
 - 原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの 一石に付 原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢
- 三 酒 精
 - 原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの 一石に付 三圓
 - 原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの 一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額
 - 四 再製酒
 - 原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの 一石に付 三圓
 - 原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの 一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

タ、清涼飲料稅 本稅は清涼飲料稅令に依つて之を賦課する。昭和十三年度收入豫算額は三十二萬九千六百七十圓である。

本稅令に於て清涼飲料を稱するものは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對し製造場より搬出せられ又は保稅地

域より引取らるるものに對し其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依つて清涼飲料税を課する。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢

第二種 其の他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢

第三種 壘詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

三圓

レ、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十三年度收入豫算額四百十六萬五千九百六十九圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する税務署長の免許を受けるものとす。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保税地域より引取るべき其の引取人より左の割合に依つて砂糖消費税を徴収する。但し當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り括弧内税率にて増徴する。

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

樽入黒糖

百斤に付九圓五十錢(事變特別税一圓五十錢)

乙 樽入白下糖 但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は

一部の新式機械に依つて製造したるものを除く 百斤に付一圓八十錢

丙 其の他のもの

百斤に付二圓二十五錢(事變特別税二圓七十五錢)

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖 百斤に付四圓五十五錢(事變特別税五圓五十錢)

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖百斤に付六圓七十五錢

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖百斤に付七圓七十五錢(事變特別税八圓二十五錢)

第五種 氷砂糖・角砂糖・棒砂糖其の他類似のもの百斤に付九圓五十錢(事變特別税十圓四十五錢)

二 糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量 百斤に付二圓七十錢(事變特別税二圓九十五錢)

乙 其の他のもの

糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付七圓七十五錢(事變特別税八圓二十五錢)の割合を以て算出したる金額

第二種 甜菜を原料として砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の五十を超えざるもの

百斤に付四圓十五錢(事變特別税五圓十錢)

乙 其の他のもの

百斤に付一圓十五錢(事變特別税一圓三十錢)

第三種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの

乙 其の他のもの

百斤に付九 十 錢(事變特別税一圓五錢)

三 糖 水

百斤に付二圓二十五錢(事變特別税二圓七十五錢)

三 糖 水

百斤に付六圓七十五錢

リ、揮發油税 本税は揮發油税令に依つて之を賦課する。昭和十三年度收入豫算は百五十五萬三千百十二圓である。本税に於て揮發油を稱するものは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ。但し石炭・亞炭・油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油を除く。揮發油を製造又は販賣せんとするものは製造場又は販賣所一箇所毎に政府に申告を要する。製造場又は保稅地域より揮發油を引取るべき引取人より左の割合に依つて揮發油税を徵收する。

一キロリットル

十三圓二十錢

ツ、骨牌税 本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在つては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌税を免除せられる。尙本税の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢である。

ネ、取引所税 取引所税は取引所税令に依つて之を賦課する。昭和十三年度收入豫算八十四萬四千三十五圓である。取引所税は株式組織の取引所に賦課する取引所税を會員又は取引員に賦課する取引税より成つてゐる。取引所税は賣買手数料に對し、取引税は賣買各約定金高に對し毎月分を翌月末日迄に徵收する。稅率は左の割合に依る。但し當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り括弧内稅率との差増額に相當する稅額を増徴する。

取引所税 賣買手数料收入金額の百分の十

取引税

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以つて履行期

萬分の〇・六

乙 其の他のもの

萬分の〇・八

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以つて履行期

萬分の一・五 (事變特別税萬分の二・二)

乙 其の他のもの

萬分の二・〇 (事變特別税萬分の二・七)

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ履行期に於てのみ差金の授受に依りて決済を爲し得る取引に屬するもの

萬分の一

乙 其の他のもの

萬分の二

賣買を解約するも取引税は免除せず(國債證券の賣買取引には取引税を課せず)

ナ、登録税 本税は朝鮮登録税令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する登記を受けるとき(三)船籍の登録を受けるとき(四)海員の身分に關する登録を受けるとき(五)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(六)商事會社其他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(七)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき(八)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(九)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受けるとき(十)漁業權に關し漁業權原簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものを爲したのである。其の内主なる不動産に關する登記を受ける者に對しては左記の區別に従つて之を賦課するものとしたのである。

- 一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五
- 二 贈與・遺贈其他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十
- 三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十
- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因つて受ける不動産價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超えたるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきもので民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一

- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
 - 九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
 - 十の一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
 - 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格の千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
 - 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
 - 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
 - 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
 - 十四 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の千分の一
 - 十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分であつて特に掲げないものに付ては債權金額の千分の四
 - 十六 抹消した登記の回復は不動産每一箇四十錢
 - 十七 假登記は不動産每一箇四十錢
 - 十八 附記登記は不動産每一箇二十錢
 - 十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇二十錢
- ラ、印紙税 本税は印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙税に關しては印紙税法に依る規定し、印紙税法第四條乃至第五條の證書・帳簿に類似の効力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとしたのである。
- ム、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が正貨準備發行高及一億萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に依つて朝鮮總督の認可を受け、國債證券其他確實な證券又

は商業手形を保證として銀行券を發行するに當り、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合（割は其の時々）を以て之を賦課する。昭和十三年度に於ける本稅豫算額は二萬四千五百三十一圓である。

徵收 國稅の徵收は國稅徵收令の規定する所に據る。而して徵稅機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行させ、特に定めた稅種に限つて、府邑面をして徵收させて來たが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたのである。徵收の方法は略内地に同じく、府邑面をして徵收させる稅目は國稅徵收令施行規則の規定に依つて第三種所得稅・地稅・營業稅・乙種資本利子稅・個人臨時所得稅とし、其の他の國稅は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徵收する。但し府邑面をして徵收せしめる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしめるのを便利であるに認めるときは直接稅務署に於て徵收し得るのである。

關稅

イ、輸入稅 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明した十年間關稅據置の宣言に基いて、舊韓國政府と通商各國との協定に成つた關稅を踏襲して來たものであるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至つたのであつて、朝鮮は内地其他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅

を賦課せられるものであるが、朝鮮に於ては其の産業、民度其他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅したのである。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へたのである。昭和十二年度中に於ける輸入稅收入額は八百九十三萬七百六十八圓である。

ロ、移入稅 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要財源である移入稅を撤廢するに當り出來ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行することが出來なかつたばかりでなく、其の後屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入稅の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品であるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲、稅率の三分の一を減じて之を從價五分としたのであるが、最近財界の好轉に伴ふ一般歲入の自然増加及昭和九年度より實施の稅制整理に依る增收、產業界好況等に依り昭和十二年移入稅の輕減及廢止に關する制令を公布し、昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に

從來の稅率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢することとしたのである。尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正九年移入稅の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入稅、消費稅及出港稅に關係のない貨物は沿岸何れの地でも出入することの出来る様にし、移入稅、消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方の主にして内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て疆内重要諸港の自由交通に支障の來ない様にしたのである。昭和十二年度中に於ける移入稅收入額は三百八十六萬九千七百九十二圓である。

噸稅

噸稅は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關稅と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課稅したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸稅法の例に依ることと改めるに同時に、朝鮮内地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸稅を課さないことにしたのである。昭和十二年度中に於ける噸稅收入額は六萬八千七百三十九圓である。

出港稅

出港稅は内地・臺灣又は樺太に於て内國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入稅の特例を設けた物品に

對し、朝鮮内地・臺灣又は樺太との間に於ける内國稅及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとする。其の課稅物件及稅率は左の如くである。

- 一、課稅物件 移出先に於て内國稅を課する物品、但し揮發油、朝鮮支那事變特別稅令第三十七條に掲ぐる物品にして朝鮮總督の指定したるもの及移出先に輸入する場合に内國稅を課さない物品で朝鮮に輸入したものを除く
- 稅率 移出先に於ける内國稅の稅率と同一の稅率
- 二、課稅物件 朝鮮に於て移出先に於ける輸入稅の稅率より低い稅率に依つて輸入稅を課し又は朝鮮に於てのみ輸入稅を免除し若し無稅と爲した物品
- 稅率 輸入稅を免除し又は無稅と爲した物品に在つては移出先に於ける輸入稅の稅率と同一の稅率、其の他の物品に在つては移出先に於ける輸入稅の稅率と朝鮮に於ける輸入稅の稅率との差に相當する稅率
- 三、課稅物件 帝國内に於て製造した左記織物製品、但し既に使用したもの及移出先に於て内國稅を課さない織物を以て製造したものを除く
衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴巾・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團・寢具
- 稅率 課稅物件の原料として使用した織物の價格の百分の九
- 四、課稅物件 朝鮮に於て砂糖又は糖水を原料として製造したる菓子又は糖果中に含有する蔗糖
- 稅率 百斤に付 七圓十錢

昭和十二年度中に於ける出港稅收入額は二十六萬四千六百六十圓である。

通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券であつて、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法が朝鮮内に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て引換を爲した。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣 千円	韓 國 紙 錢 千円	日 本 銀 行 券	合 計
昭和四年末	—	九、六三三	—	—	九、六三三
同五年末	—	八、二二四	—	—	八、二二四
同六年末	—	七、三二四	—	—	七、三二四
同七年年末	—	八、〇〇一	—	—	八、〇〇一
同八年年末	—	八、五九九	—	—	八、五九九
同九年年末	—	九、〇三〇	—	—	九、〇三〇
同十年末	—	九、三二四	—	—	九、三二四
同十一年末	—	九、六三四	—	—	九、六三四
同十二年末	—	一〇、五三三	—	—	一〇、五三三
同十三年六月末	—	一〇、四四六	—	—	一〇、四四六

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は所謂屈伸制限法に屬し、其の保

證準備發行制限額は一億圓である。尙大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、滿洲興業銀行の設立を契機とし、昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を同銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行して來たのであるが、在滿支店の撤廢に伴ひ之亦滿洲國內より漸次引上げられ、昭和十二年七月末には五十六萬四千圓に減少したが、支那事變に伴ひ北支方面にて之を發行するに及び再び増加し昭和十三年六月末の發行殘高は三百四十七萬五十圓を算するに至つた。尙昭和十三年六月一日から臨時通貨法を朝鮮にも施行せられることとなり、臨時補助貨幣又は小額紙幣が流通市場に登場することゝなつた。

金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋殖産株式會社があり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが六、内地に本店を有するものが三ある。朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行亦各其の特殊銀行業務の傍ら普通銀行業務を兼營し、尙信託業務を營む朝鮮信託株式會社があり、其の他地方農

民及中小商工業者の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等がある。

イ、朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられて、從來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。昭和十三年八月末に於ける資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納・國債事務取扱並に銀行券を發行する外、左の業務を営む。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲替手形金の取立
- (三) 爲替及荷爲替
- (四) 確實なる擔保ある貸付
- (五) 諸預り金及當座貸越勘定
- (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り
- (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (八) 擔保附社債信託業務
- (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合に由つては國債證券、地方債證券其の他確實な有價證券を買入れることが出来るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要地に支店出張所十三を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・大阪西區・大連・旅順・青島・上海・濟南・天津・北京・天津旭街・米國紐育に支店又は出張所がある。尙滿洲國には安東縣・奉天・新京・哈爾濱・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵嶺及四平街に支店を其の他十箇所に派出所を設置してゐたが、昭和十二年一月一日之等各店を滿洲興業銀行に引繼いで滿洲國から撤退した。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	政下金	借入金	預金	貸出金	發行高
昭和十二年末	80,000	35,000	8,501	80,950	1,238,767	2,939,933	4,588,599	元、五〇八
昭和十三年六月末	80,000	35,000	8,901	76,210	1,068,855	3,749,656	4,481,199	三五七、六七三
鮮内	—	—	—	—	—	1,474,733	1,967,750	不詳

備考 鮮内分に於ては朝鮮に關係のないものを除く。

ロ、朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は三千萬圓で本店を京城に置き、疆内樞要の地に支店五十六、出張所三、派出所七を置いて左の業務を営み、尙大阪に支店一を設置した。本行は左の業務を営む。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の権利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付
- (三) 法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付
- (四) 農業者又は工業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付
- (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (六) 金融組合・漁業組合其の他營利を目的としない産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (七) 朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付
- (八) 國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付
- (九) 爲替及荷爲替
- (十) 公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を営むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受
- (十一) 擔保附社債に關する信託事業
- (十二) 預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋殖産株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すばかりでな

朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない)債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	債券發行高	預金	貸出金	政府貸下金
昭和十二年末	50,000	1,000	15,683	3,444,621	131,419	537,866	1,146
昭和十三年六月末	50,000	1,000	16,433	3,757,731	159,456	505,666	1,146

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城府に、釜山府に支店及出張所、平壤府・仁川府・咸興府・光州府・群山府・木浦府・大邱府及新義州府に支店を置き更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店としてゐる。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	預金及積金	貸付金	所有價證券	預け金
昭和十二年末	5,000	3,750	930	58,555	26,534	30,970	6,077
昭和十三年六月末	5,000	3,750	1,100	63,443	25,434	36,581	6,710

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立が増加したばかりでなく、内鮮人間の經濟關係が密接なるに隨つて、内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十三年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが六、其の支店出張所が百四、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十三年六月末現在)

銀行名	公稱資本	拂込資本	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	9,925	4,975	2,347	14	6,796	6,557
漢城銀行	3,000	1,875	64	—	37,003	8,339
東一銀行	4,000	2,775	963	—	30,377	3,311
湖南銀行	2,000	1,875	655	—	8,987	9,070
慶尙合同銀行	2,250	1,311	327	—	5,035	6,836
大邱商工銀行	1,000	350	73	—	5,860	6,183
第一銀行支店	—	—	—	—	3,885	19,695
安田銀行支店	—	—	—	—	19,257	9,700

財政及經濟

三和銀行支店

合 計	三、一五五	一三、八二一	五、〇一九	一五五	七、九〇五	五、〇四六
昭和十二年末	二四、一五五	一三、九二一	四、八八〇	一五五	三、六〇七	一八〇、六六六
備考	香港上海銀行代理店一箇所あるも掲記せぬ。					

本、信託會社 朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始したものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代が出現するに及んで、本業を営むものが簇出し、爾來漸増したが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月に施行せられた擔保附社債信託法があつただけで、一般信託業を営むものに對しては直接適確な指導監督の方法を缺いてゐたが、昭和六年六月朝鮮信託業令が公布され(昭和六年十二月一日より施行)此等信託業者に對する指導監督の法規が整備するやうになり、當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟(以上京城)・群山(以上南朝鮮)・釜山(以上)の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託(京城)が設立されてから、同社は昭和八年九月群山信託を買収したのを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買収を完了し全鮮唯一の信託會社となつた。現在同社の支店は群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興の六箇店である。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資 本 金	拂込資本金	積 立 金	各種信託受託高
昭和十二年末	10,000	2,500	2,730	8,230
昭和十三年六月末	10,000	2,500	3,680	9,410

へ、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立して、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に、同十三年九月清津に之を設立した。

ト、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民の經濟を緩和し、産業を助長したこも少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至つて準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改正して整備する所があつたが、之の運用に依つて庶民金融機關としての機能遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合区域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
- 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上(一口の金額十圓以上五十圓以下)を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可

を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。

四 組合の代表は組合長と理事の共同で爲すが、常務に付ては理事單獨で之を代表することが出来る。

五 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り(村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する)左に掲げる業務を行ふ。

(イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り金をすること (ホ) 他の金融組合若ば銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。

尙都市組合は右(イ)號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況 (昭和十三年六月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟 出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六五七		三三二	一、五八三、〇〇元	二、〇五九	二、二二三	二、一九〇	六、八五四	三六、三六一
都市組合	三		三	九、七七八	三、二二四	四、七七六	八、四五四	三、七三一	六〇、二五四
計	七九		三三五	一、六六二、七六六	五、二八三	七、〇〇九	一〇、三六三	一〇、六二五	九六、五八五

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて

官廳だけに委すのは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、義務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上(一口の金額五百圓)を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を行ふ。
 - (一) 會員に必要な資金を貸付すること
 - (二) 會員に對して手形の割引を爲すこと
 - (三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと
 - (四) 會員からの預り金をすること
 - (五) 會員に對して業務上の指導をすること
 - (六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
 - (七) 會員の職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十三年六月末現在)

支部數 會員數 拂込濟 出資金 諸積立金 政 府 借入金 金融債券 預け金 預り金 貸出金

一三 六七 四、〇〇〇 一、二九六 三、四四五 三三、九三三 二六、七七四 一六、九三三 八七、八三三 二五、九四三

リ、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、従つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十二月二十日より施行することとなつた。

其の組織、事業の概要は左の通である。

- 一 殖産契は部落其の他に之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする。非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。
- 二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。
- 三、契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ、殖産契は道知事之を監督し契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。
- 四、契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

今昭和十三年七月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契數を掲記すれば左の通である。

殖産契指導金融組合數 四五四
所屬殖産契數 四、六八五

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應させるやう昭和六年六月準據法令の全般的改正を行ひ更に昭和十一年五月合併の簡易化を圖る爲準據法の改正を行つて益々庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。

無盡會社業務概況 (昭和十三年六月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
二〇	一、九三〇、〇〇〇 円	三、六〇〇、〇〇〇 円	一、二七五、〇〇〇 円	二、四三三	一、四三、〇一三	一、九七、七七一、一〇〇 円



煙草製造狀況

煙草製造業之發展，其歷史之悠久，實非筆墨所能形容。自上古之時，人類已開始利用煙草之藥效，而後逐漸演進為今日之工業。在現代社會中，煙草之生產與消費，已成為全球經濟之重要組成部分。然而，此項產業之興衰，亦深受社會政策與國際貿易之影響。近年來，隨著健康意識之提高，各國政府紛紛採取措施，以限制煙草之生產與銷售。此一趨勢，對煙草製造業之未來發展，無疑將帶來重大挑戰。製造業者必須尋求轉型，以適應不斷變換之市場需求。同時，消費者亦應理性看待煙草之使用，以維護自身之健康與利益。

况 状 取 探 盐



八 專 賣

煙 草

煙草は朝鮮に於ける重要な財源であつて舊韓國政府は煙草耕作税及販賣税を制定したが、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施するに至つたのである。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹することは困難なのであるのに、當時朝鮮の民度及慣習を考察するときは直に之を執行するに至るを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を遂ふて制度の完璧を期することとしたのである。

然るに專賣實施後相當の年數を経過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種とし製造煙草の賣行増

進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つたのである。而して昭和十二年度は咸鏡北道を除く十二道、三府九十一郡、四百八十八箇面に亙り、耕作人員一二、七六一人、面積一八、六七二町歩を耕作し、收量二六、六八八、四九七石、賠償金一一、一一三、四三一圓となつた。而して専賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金の交付等を爲し指導獎勵を加ふる外、煙草耕作組合に専賣事務を補助せしめ、之に對し交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある。今後適當に耕作面積を増加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんとする見込である。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方専賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ三千五百餘名を算し、此等職工に對しては賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等政府の諸施設の完備せるが故に、職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある。

十二年度製造の煙草は口付紙巻煙草數島・朝日(以上二十本入)兩切紙巻煙草コンゴウ・かをり・カイダ・ビジョン・銀河・かちぎき・みどり・蘭・マコー(以上十本入)メープル・さくら(十五本入)圓罐カイダ・ビジョン・銀河(以上五十本入)角罐かをり(五十本入)荒刻煙草不老煙(三十瓦入)長壽煙(五十五瓦及三十瓦入)鶴煙(百四十瓦入)の二十種外に輸出用として紙巻煙草サンクロス・スカイライク・マイベツトである。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力して來た所であつて、屢々販賣機關の配置變更は行はれたが

昭和十一年度末現在に於ける販賣官署は地方専賣局四、出張所二十三である。煙草販賣に付ては從來煙草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとなつた。其の後も引續き販賣所區域に變更があり、其の結果昭和十一年度末現在に於ては販賣所數は二百八十三箇所となつた。

昭和十一年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通りである。

年 度	鮮 内 品			輸 入 品			移 入 高			賣 渡 價 額
	口 付	兩 切	荒 刻	葉 卷	紙 卷	刻	葉 卷	紙 卷	細 刻	
昭和十二年度	一、九、九、九、九、九	五、三、三、三、三、三	二、五、六、四、七、三	三、九、〇、〇、〇、〇	一、七、〇、〇、〇、〇	二、五、五、六、六、三、八、五	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇

人 蔘

人蔘は朝鮮では、殆んど各道に亙つて産出するのであるが、古來高麗人蔘を稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生産されるものを政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。紅蔘は舊韓國政府時代よりの専賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘専賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘専賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進歩を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

昭和十一年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	製造高		販賣金		副産物 計
	紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘	
昭和十二年度	一五二、五〇〇 円	一、四九、九三三 円	一、七六、四三三 円	四三、五八一 円	四三、五八一 円
					四三、五八一 円
					四三、五八一 円
					四三、五八一 円
					四三、五八一 円

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出来ないもので、其の製法に依つて紅蔘となり又白蔘となるのである。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造するが、白蔘は水蔘の表皮を掻き取り單に日光に乾して製造するのである。

紅蔘は價高く、白蔘は價安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那に輸出せられ同國に於ては古來萬病の靈藥として愛用されて居るが、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費されるのである。

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽を以て之に充てたが其の製造方法は甚だ幼稚であつて燃料や勞力を要することが夥しく、爲に生産費は高價となるを免れ難い結果、明治三十五、六年頃から漸次安價な支那大日鹽の輸入を誘致して逐年其の數量を増加するに至つたのである。依て時の政府は同四十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖したのであるが其の試験は極めて良好なる結果を得たので朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營

し、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかかり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。然るに中途中央政府の財政緊縮等に依つて計畫通りの擴張を爲し得なかつたが、輓近四圍の狀勢よりして鹽の自給自足の急務なるに鑑み、昭和八年度以降五箇年繼續事業（第一次擴張計畫）として一千一百町歩の鹽田擴張を期し、其の内昭和十年度末迄に竣成したもの九百十三町歩であるが、次で昭和十年度以降更に五箇年繼續事業（第二次擴張計畫）として一千一百町歩の擴張を爲すこととして所期の目的達成に努めつつあり、而して昭和十一年度末に於ける鹽田面積は三千六百町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は前記第一次及第二次計畫鹽田の竣成及之が熟田化に相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億四千八百萬疋であるに對し、官鹽の供給力は二億四千九十五萬疋内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千三百萬疋を見込むも、尙七千六百萬疋内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ状態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限廢止せられ、鹽は無税となる爲鮮内鹽業に及ぼす影響が甚大であると共に、一面自由輸入の爲に市場に於ける競争を誘發して生活必須品である鹽をして投機的目的物たらしめ、其の趨くところ需給の不圓滑や鹽價の亂高下を招來するは明であるので、政府は此の弊害を除去することに鮮内鹽業者を保護せんが爲鹽の輸入に付ては管理制度を採ることとして、昭和五年三月鹽の輸入管理に關する制令を公布して鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなつたのである。之に依つて政府は輸入鹽の管理

官營鹽田の生産鹽を併せて其の統制下に置くこととなり、茲に鹽政の確立を期するに共に其の實行上にも之が統制權を把握するに至つたのである。

以上は食糧用鹽の一般であるが、晩近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業に關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として紅海地中海方面沿岸から既に三萬噸程度の輸入を爲し、引續いて年額五萬噸内外を輸入する計畫があり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業用鹽に付ても速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる次第である。

天日鹽生産高

年 度	廣梁灣(徳洞、貴城を含む)		朱安(南洞、君子、蘇萊を含む)		南 市		合 計	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
昭和十二年度	一、六九町	二四、六八千噸	一、四六町	九、一五千噸	四三町	二七、一五千噸	三、六〇町	二四〇、九三千噸

備考

一、面積は製鹽作業を行ひたるもののみを示したものである。

阿片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が少くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を

嚴にしたが因襲久しきが爲容易に之を根絶する事が出来ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、政府に阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し製造した阿片は政府に收納して特定の製藥業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出来たので、政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が少くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して治療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。尙罌粟の栽培區域は京畿・江原・咸南・咸北の四道であつて昭和十年度收納阿片は二萬八千八百四十八罌餘りである。

製 造	鹽酸モルヒネ		鹽酸チアセチル		醫藥用阿片		計
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高	
高	〇	〇	〇	〇	五九、七〇	五九、七〇	五九、七〇
下	五三、七五	三、一〇	五、五三	一〇八、四三〇			一〇八、四三〇

備考

一、麻薬の中毒者激減に伴つて當局の賣下高減少し在庫品豊富の爲昭和十二年度は麻薬の製造を中止した。